

産業構造審議会 知的財産分科会 財政点検小委員会

参考資料 2

標準原価計算の考え方

以下の4パターンに分けて配賦

以下の4パターンに分けて配賦		歳出額 (パターン毎の金額)	1,488 億円 2019 年度 ベース
パターン①：関係する権利および料金単位に費用を直課		888億円 (60%)	
【対象】 直接人件費、審査審判関係経費（サーチ外注等）、情報システム経費、INPIT運営費交付金			
【備考】 出願や審査・審判、登録設定業務を行うために直接的に必要なコストであり、各権利や業務に直結する費用であるため。			
パターン②（直接）人件費で費用を按分		247億円 (17%)	
【対象】 間接人件費、一般管理費等、庁舎改修関係費、審査審判関係経費（全庁負担分）			
【備考】 各権利や業務に直接的に紐づくものではないものの、特許庁に属するメンバーが業務を実施するうえで必要なコストであるため。			
パターン③：人数比で費用を按分		268億円 (18%)	
【対象】 情報システム経費（複数の集計単位を跨ぐ場合）			
【備考】 情報システム経費については、PCの台数やライセンス等は人数に応じて配賦。			
パターン④：件数比例で費用を按分		85億円 (6%)	
【対象】 知財戦略推進、国際化関係、中小企業等支援			
【備考】 知財制度全般の維持・向上のために使用される、政策的な費用であることから、特許、意匠、商標等の登録件数に応じて配賦。			

これまでの各料金設定の考え方

<事務処理等にかかる実費を勘案して定められる手数料>

料金	金額の考え方
出願料 (特・実・意・商)	出願処理費用の対価として徴収される手数料。 実費を下回り、容易に出願できる程度の水準 に政策的に設定。※意・商においては以下の審査請求料の観点も考慮。
審査請求料 (特)	審査費用の対価として徴収される手数料。出願人の負担も考慮し、 実費を下回りつつも、出願人に適正な審査請求行動を促す程度の水準 に政策的に設定。
国際出願関係 手数料 (PCT)	出願書類の処理、海外への送付、及び、国際調査の対価として徴収される手数料。 PCT出願を奨励する観点から、実費を下回る水準 に政策的に設定。

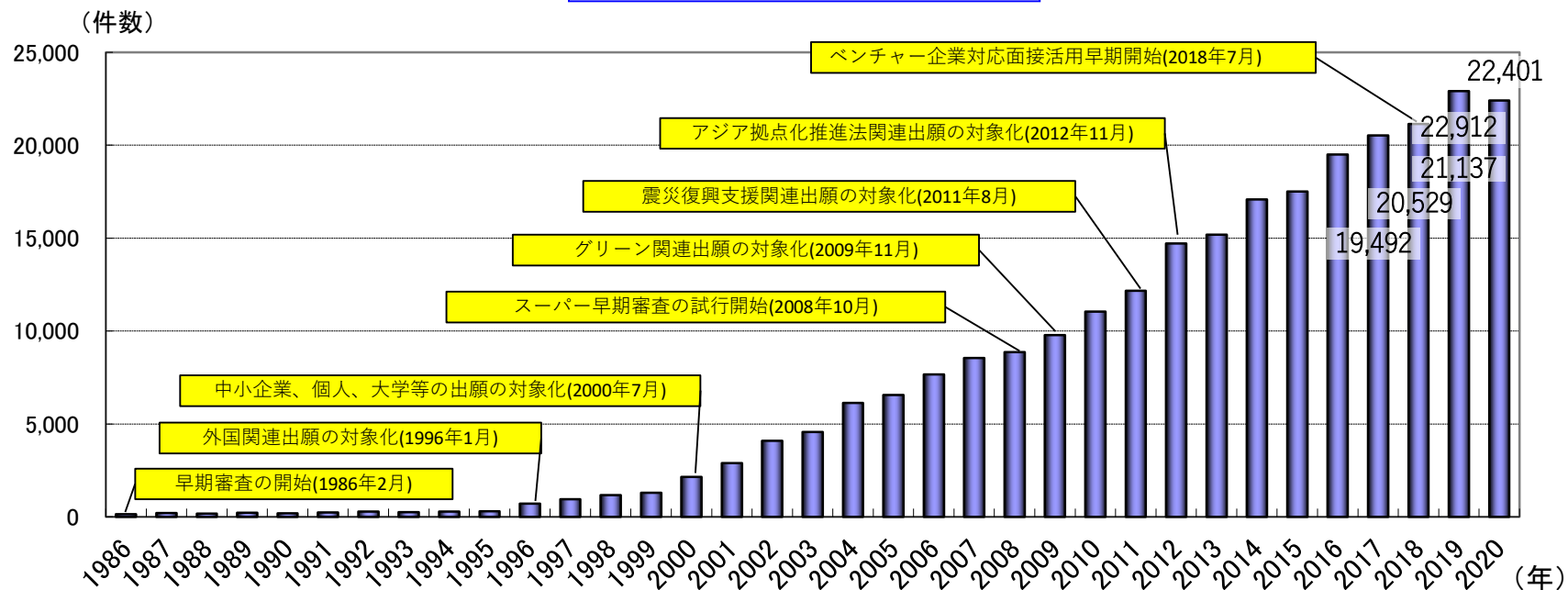
<産業財産権付与の対価として徴収する料金>

料金	金額の考え方
特許料 (特)	排他的な権利を付与する対価として徴収される料金。他の手数料収入と合わせて、 全体として特許行政に係る総経費を支弁する水準 に設定。特許権は、より長い期間権利が維持・活用されることで、より多くの利益を享受すると期待されることから、 <u>維持期間の初期については権利維持の妨げとならない程度の金額に設定し、利益が増加するに従って金額を高くするという負担の容易性を考えた累進制</u> を政策的に採用している。
登録料 (実・意・商)	特許料と同様、排他的な権利を付与する対価として徴収される料金であり、 全体として特許行政に係る総経費を支弁する水準 に設定。また、商標の更新登録料については上記の性質に加え、 <u>不使用となっている商標権が更新登録されることにより、後から出願される商標の選択の幅が制限されてしまうことのないように、設定登録料よりも高く設定されている。</u>

早期審査

- 早期の権利化を必要とする出願人のニーズに対応するため、1986年に早期審査制度を開始。
- 早期審査の利用により、一次審査通知までの期間は平均2.7か月に短縮。

早期審査申請件数の推移



- ・ 特許庁に対する手続は無料
- ・ 以下のいずれかの出願が対象

- ① 実施関連出願
- ② 外国関連出願
- ③ 中小企業、個人、大学等の出願等

実績 (2020年)

- ・ 22,401件
- ・ 2.7月 (一次審査までの期間)

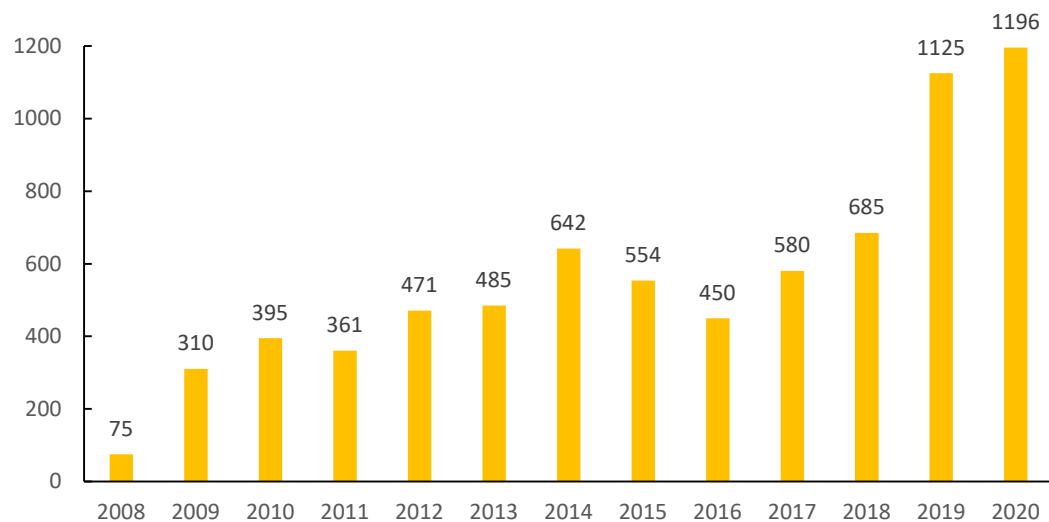
※「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要

スーパー早期審査

- 更なる早期権利化を必要とする出願人のニーズに対応するため、2008年10月より試行開始。
- 申請から一次審査通知まで1か月以内（PCT国内移行案件は、原則2か月以内）。
- 更に、意見書・補正書の応答期間及び応答から再着審査までを各々1か月に短縮。

(件数)

スーパー早期審査申請件数



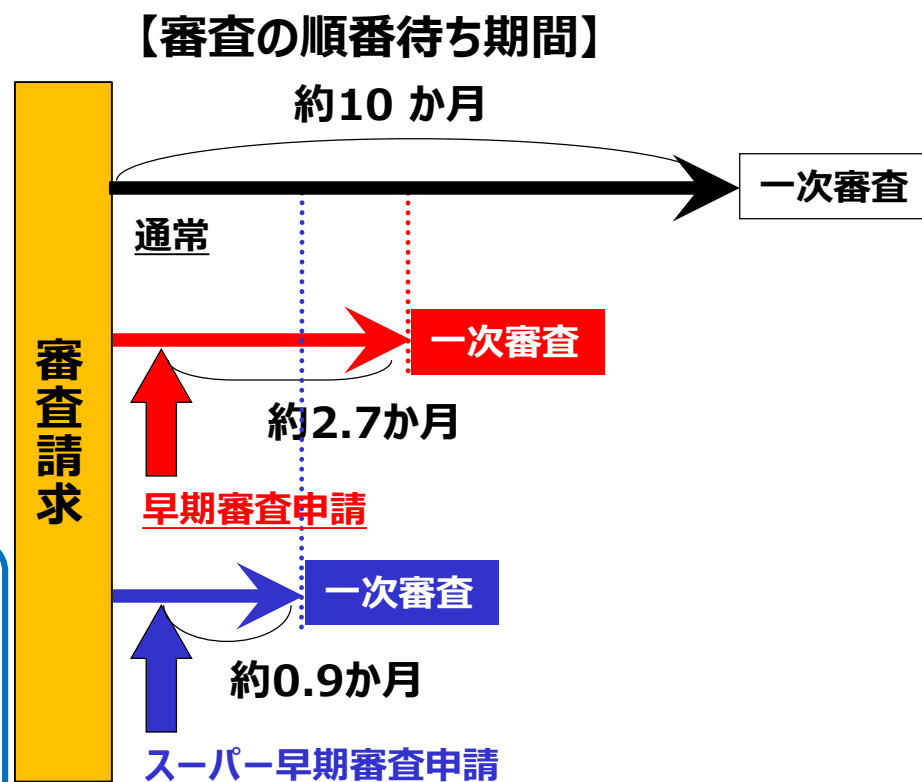
- ・ 特許庁に対する手続は無料
- ・ ①、②の両方を満たす出願が対象
 - ① 実施関連出願
かつ
 - ② 外国関連出願

実績 (2020年)

- ・ 1,196件
- ・ 0.9月
(一次審査までの期間)

・ ベンチャー企業による出願は①のみで申請可能

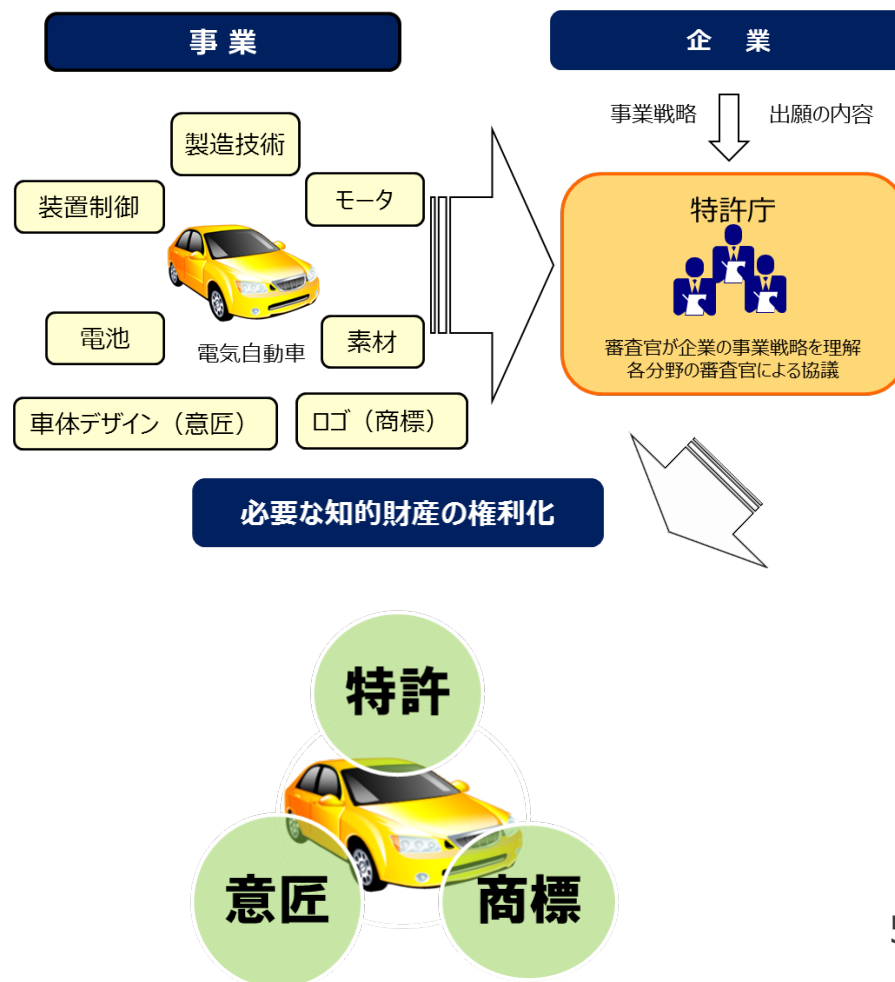
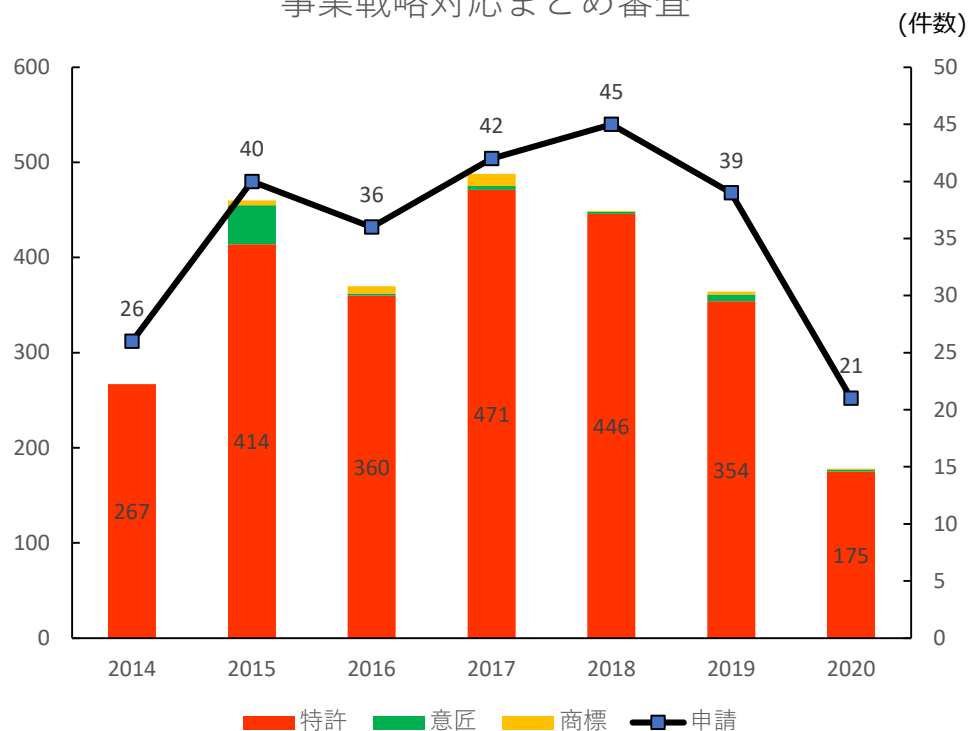
特許庁



事業戦略対応まとめ審査

- 事業戦略に関連する知的財産（特許・意匠・商標）を分野横断的に審査に着手し、必要なタイミングでの権利化を可能とすることにより、企業の事業展開を支援。2013年4月に開始。
- 各分野の審査官が必ず協議を行い、均質な審査を実現。
- 審査官が事業を十分に理解して審査を行うため、事業に役に立つ権利取得が可能。

事業戦略対応まとめ審査



I N P I T 令和3年度計画の概要

1. 産業財産権情報の提供

【取組の方向性】

- 企業の知財活動の基盤でもある産業財産権情報の提供については、ユーザーがインターネットを通じて何時でも、何処でも産業財産権情報にアクセスできるよう、基盤システムである特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の安定的な稼働を図るとともに、普及活動を促進する。

【主な取組】

- （1）産業財産権情報の普及及び内容の充実
- （2）中央資料館としての産業財産権情報の提供
- （3）審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

【成果指標】（アウトプット）

- ・ J-PlatPatのマニュアル配布件数：4万件以上を達成

【効果指標】（アウトカム）

- ・ J-Platpatの検索回数：1億6,600万回以上を達成＜基幹目標＞

2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援

【取組の方向性】

- 全国47都道府県に設置した知財総合支援窓口及び各専門窓口において、中堅・中小・ベンチャー企業等の知財に関する様々な課題に対応するほか、企業が抱える経営課題に対して知財面からの支援を実施する。
- 関係機関との連携を強化

【主な取組】

- （1）相談窓口による支援の着実な実施
- （2）中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援
- （3）新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援

【成果指標】（アウトプット）

- ・ 各窓口及び関係機関との連携件数：9千件以上を達成
- ・ 重点的な支援企業数：50社以上を達成

【効果指標】（アウトカム）

- ・ 各窓口の相談件数：13万5千件以上を達成＜基幹目標＞

3. 知的財産関連人材の育成

【取組の方向性】

- 知的財産制度を支える基盤である知的財産関連人材の育成については、「世界最速・最高品質」の審査の実現に引き続き貢献する。
- 民間企業等の知財関連人材の育成について、幅広いユーザーニーズに応じたeラーニング教材の開発・提供等について、より積極的に実施する。

【主な取組】

- （1）審査の迅速化と質の向上に資する研修等の着実な実施
- （2）民間企業等の知財関連人材の育成等業務の積極的な展開

【成果指標】（アウトプット）

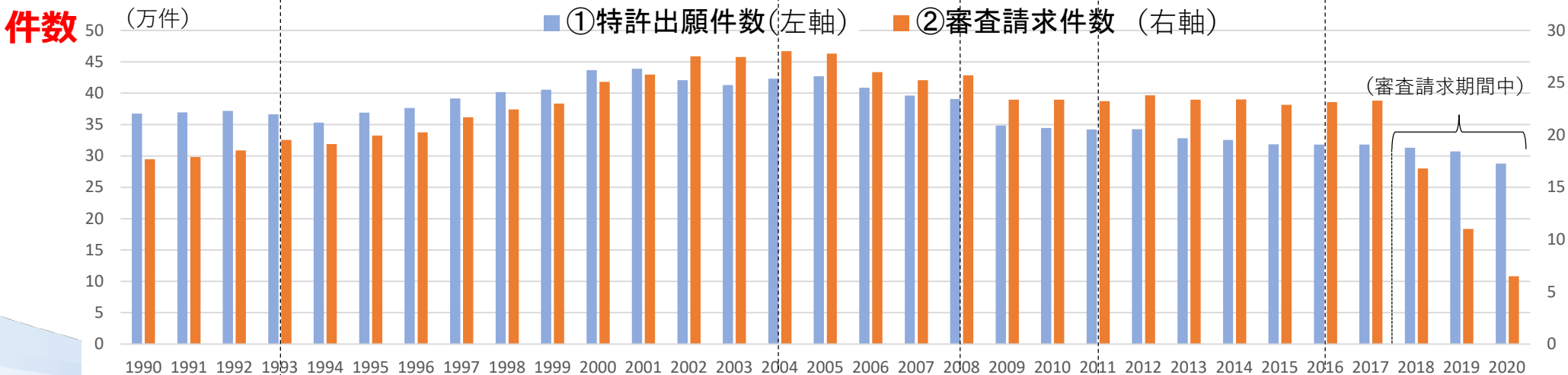
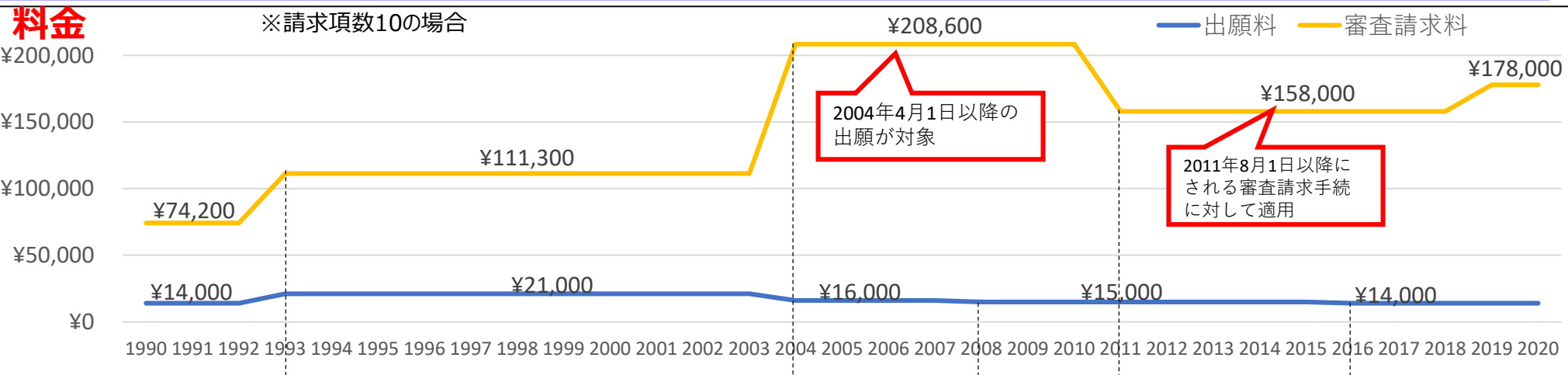
- ・ ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数23件以上を達成
- ・ パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募校数：134件以上を達成

【効果指標】（アウトカム）

- ・ ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数：18,600者を達成＜基幹目標＞

料金変遷と件数推移 ～特許出願・審査請求～

- 1993年の値上げは一時的に件数が減少したものの、それ以降再び増加傾向にあるため、値上げによる影響は少なかったと考えられる。
- 2004年の値上げ後、出願件数及び審査請求件数が減少しており、値上げによる影響があったと判断される。
- 2008年以降は値下げを行っているものの、件数は変わらず減少している。



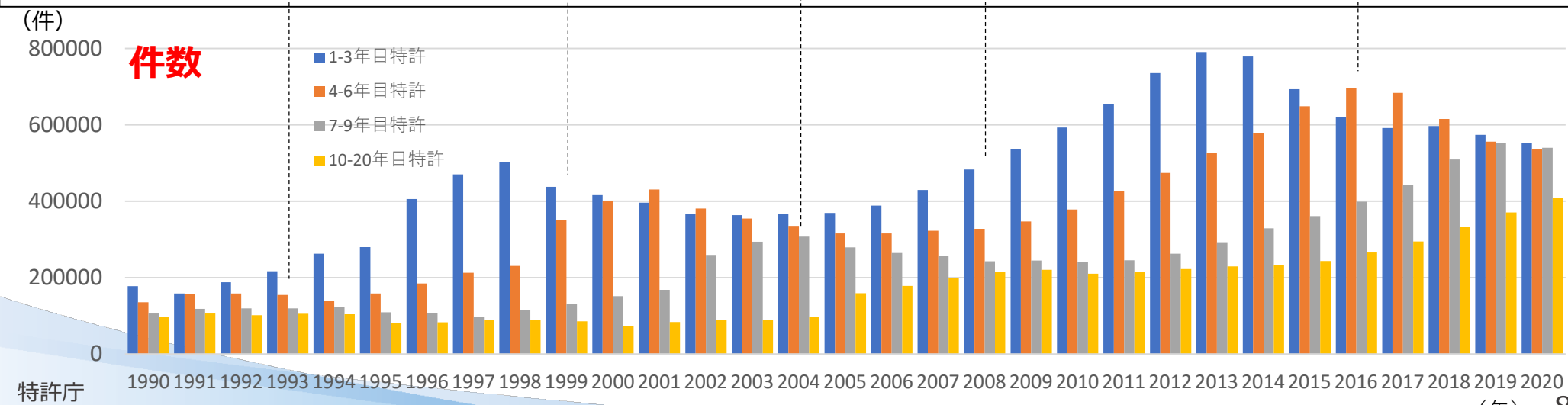
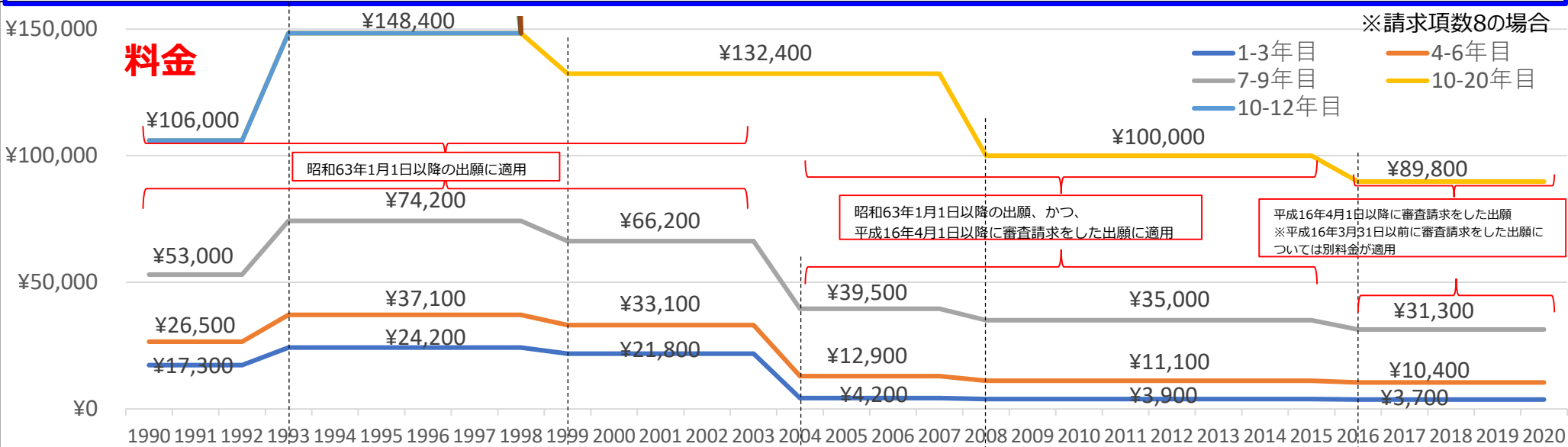
備考: 出願年別特許出願件数は確定値。2017年までの出願年別審査請求件数は確定値。2018年から2020年の出願における出願年別審査請求件数は、2021年3月1日時点での暫定値。

2001年10月以降に出願されたものについては、審査請求期間が7年から3年に短縮。

(出願年)

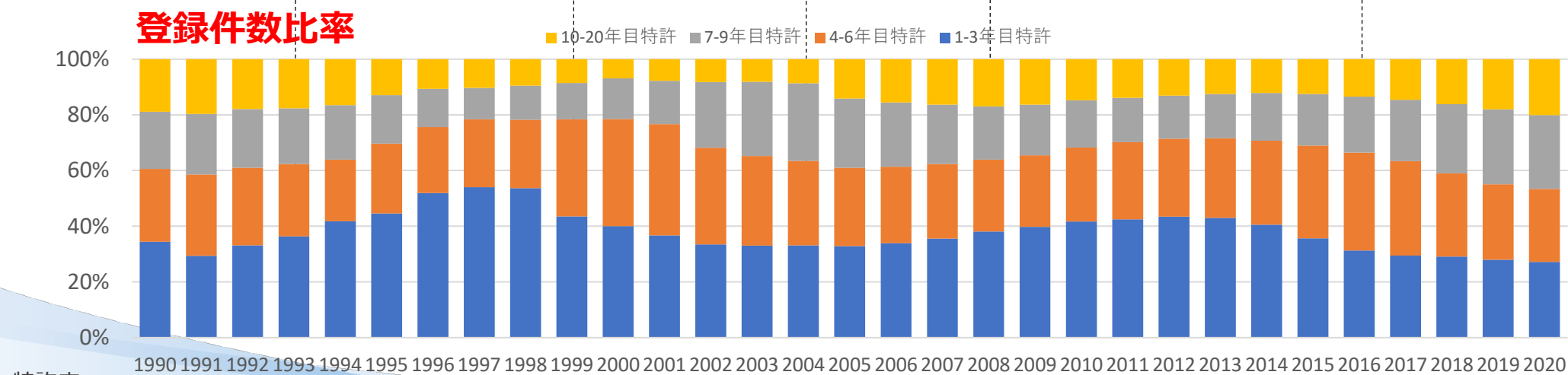
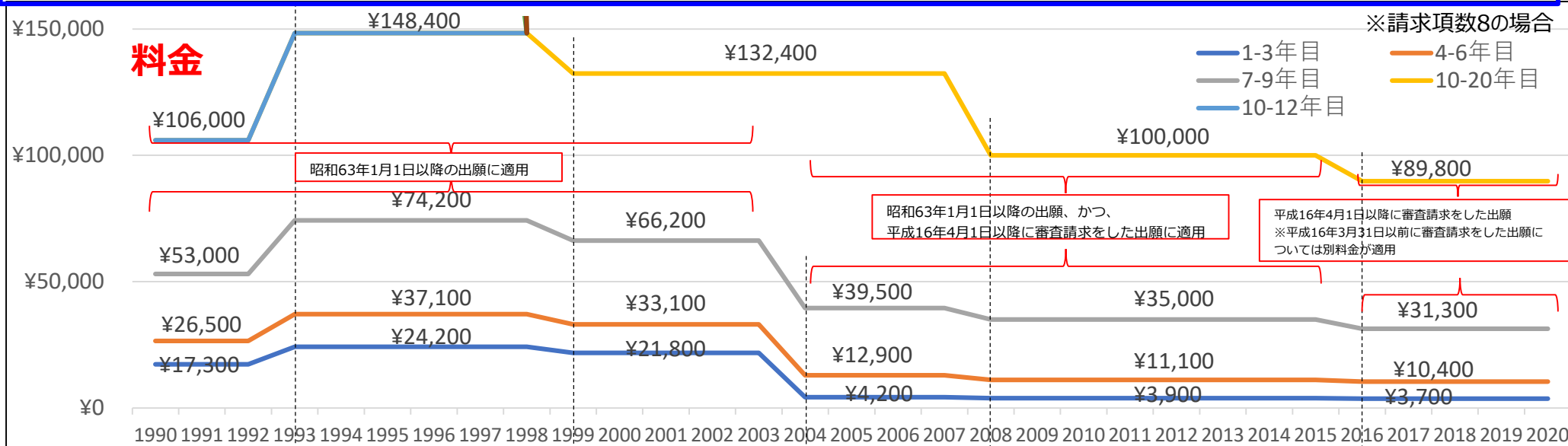
料金変遷と件数推移 ～特許登録・年金～

- 1996～99年頃の1-3年目特許の山は、1993年7月の値上げ直前に駆け込みで審査請求が集中した影響と推測される。
- 2010～15年頃の1-3年目特許の山は、審査請求期間短縮の影響で2004年～2008年頃に審査請求件数が増加した影響であると推測される。



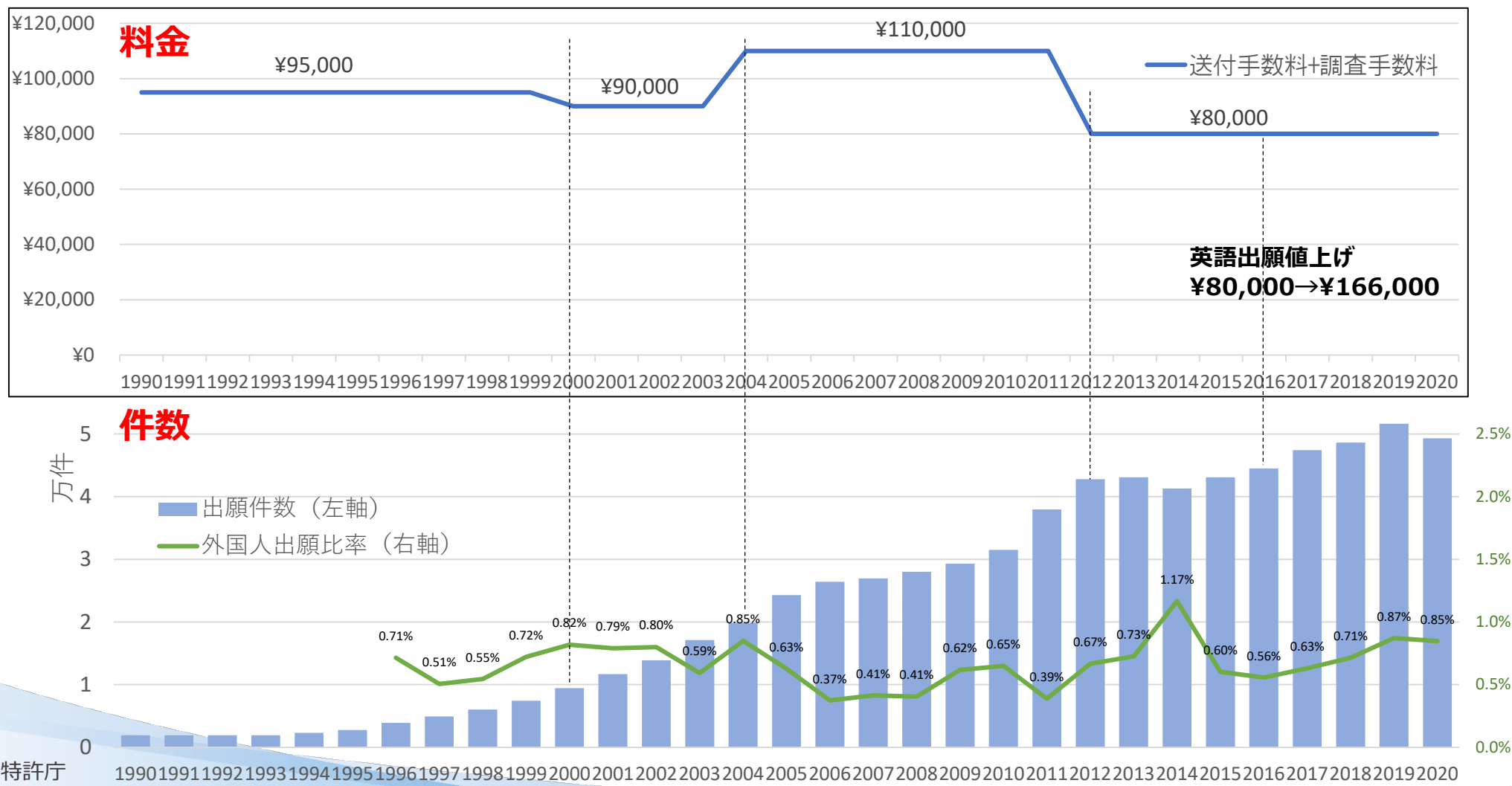
料金変遷と件数推移 ～特許登録・年金～

- 1996～99年頃の1-3年目特許の山は、1993年7月の値上げ直前に駆け込みで審査請求が集中した影響と推測される。
- 2010～15年頃の1-3年目特許の山は、審査請求期間短縮の影響で2004年～2008年頃に審査請求件数が増加した影響であると推測される。



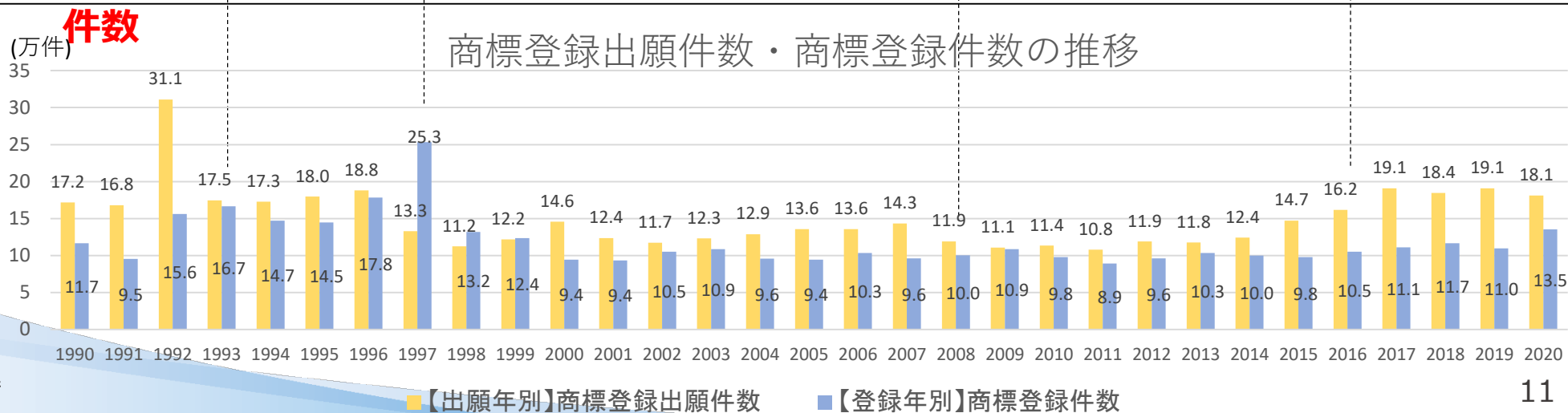
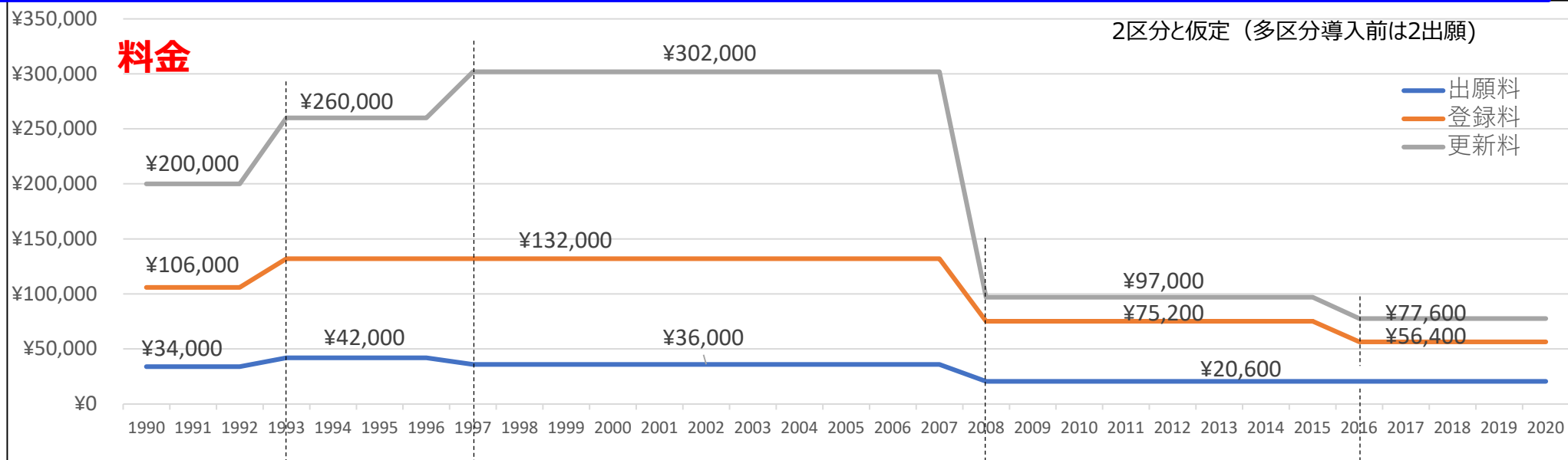
料金変遷と件数推移 ～P C T～

- 2003年に一度値上げが行われているものの、件数増加率にほとんど影響はないことから、値上げを行った場合の影響は少ないと考えられる。
- 近年では、外国人による日本へのP C T出願が、増加傾向にある。



料金変遷と件数推移 ～商標出願・登録～

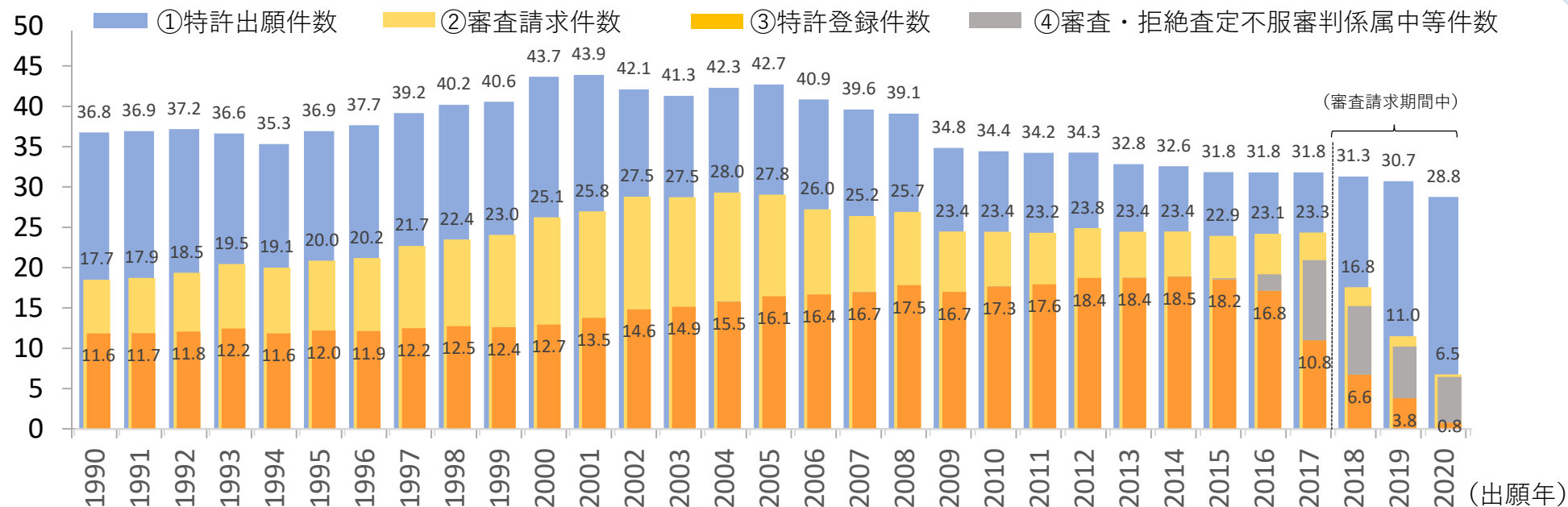
- 1993年の値上げにおいては、登録件数が減少しているものの出願件数は増加しているため、値上げによる影響は少なかったと思われる。
- 1992年の出願件数増は、役務商標の出願開始の影響であり、1997年の登録件数増は、付与後異議導入の影響（公告期間分）と思われる。



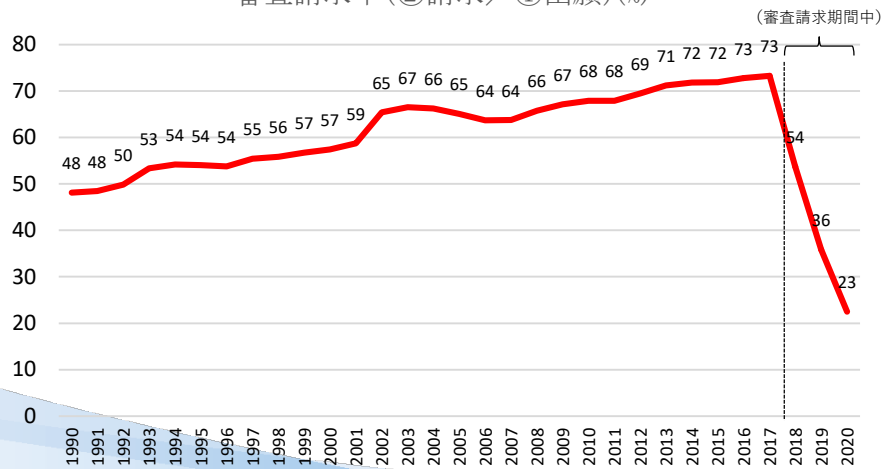
特許（国内）（長期的推移）

(万件)

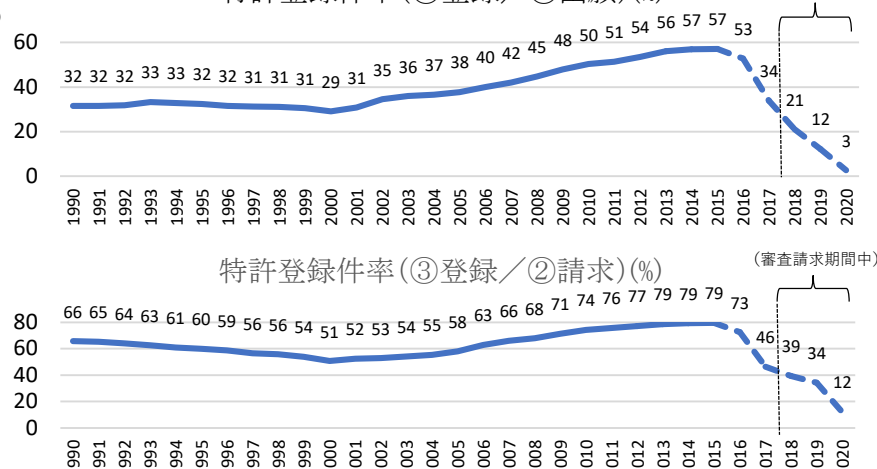
【出願年別】特許出願件数・審査請求件数・登録件数の推移



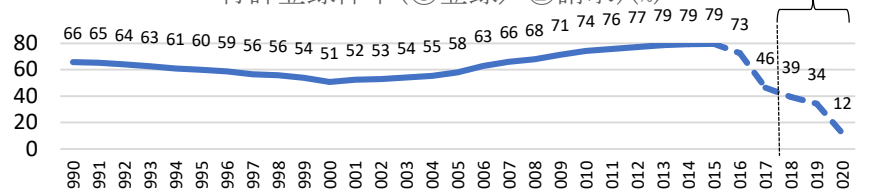
審査請求率(②請求／①出願)(%)



特許登録件率(③登録／①出願)(%)



特許登録件率(③登録／②請求)(%)

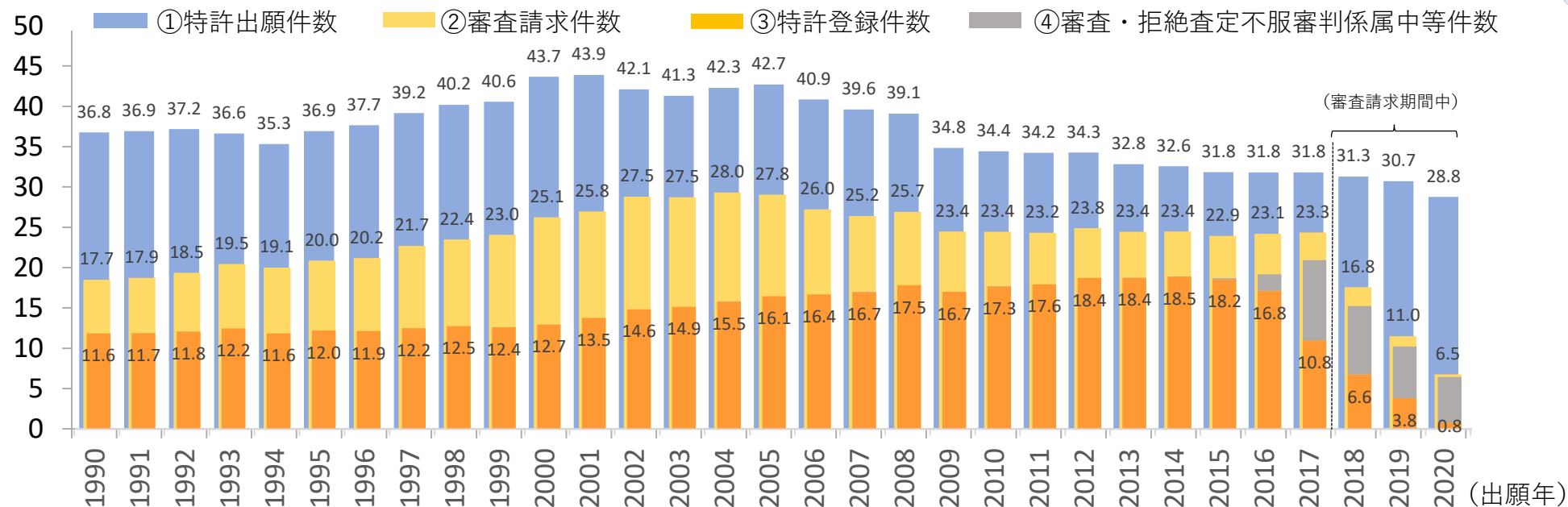


備考: 出願年別特許出願件数は確定値。2017年までの出願年別審査請求件数は確定値。2018年から2020年の出願における出願年別審査請求件数は、2021年3月1日時点での暫定値。
出願年別特許登録件数等は、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない件数。出願年別特許登録件数は、2021年3月1日時点での暫定値。

特許（国内）（長期的推移と経済史の主な出来事）

(万件)

【出願年別】特許出願件数・審査請求件数・登録件数の推移



1995年1月
阪神淡路大震災

1997年4月
消費税率5%
に引き上げ

2000年3月
ITバブル崩壊

1997年7月～
アジア通貨危機

2008年9月
リーマンショック

2011年3月
東日本大震災

2009年10月～2015年8月
ギリシャ金融危機

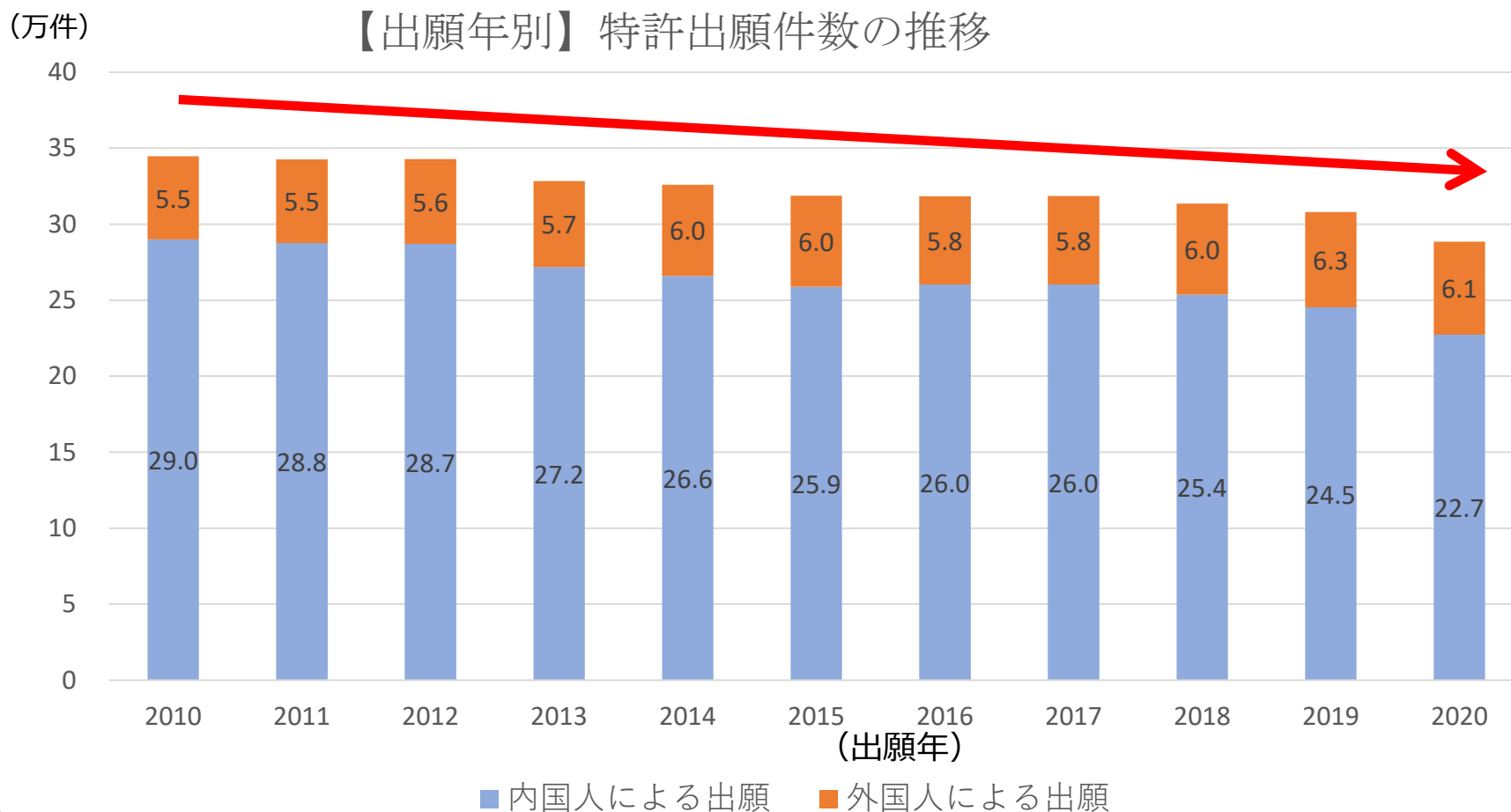
2014年3月
消費税率8%
に引き上げ

2019年10月
消費税率10%
に引き上げ

2020年1月～
新型コロナウイルスの蔓延
2020年4月～5月
緊急事態宣言

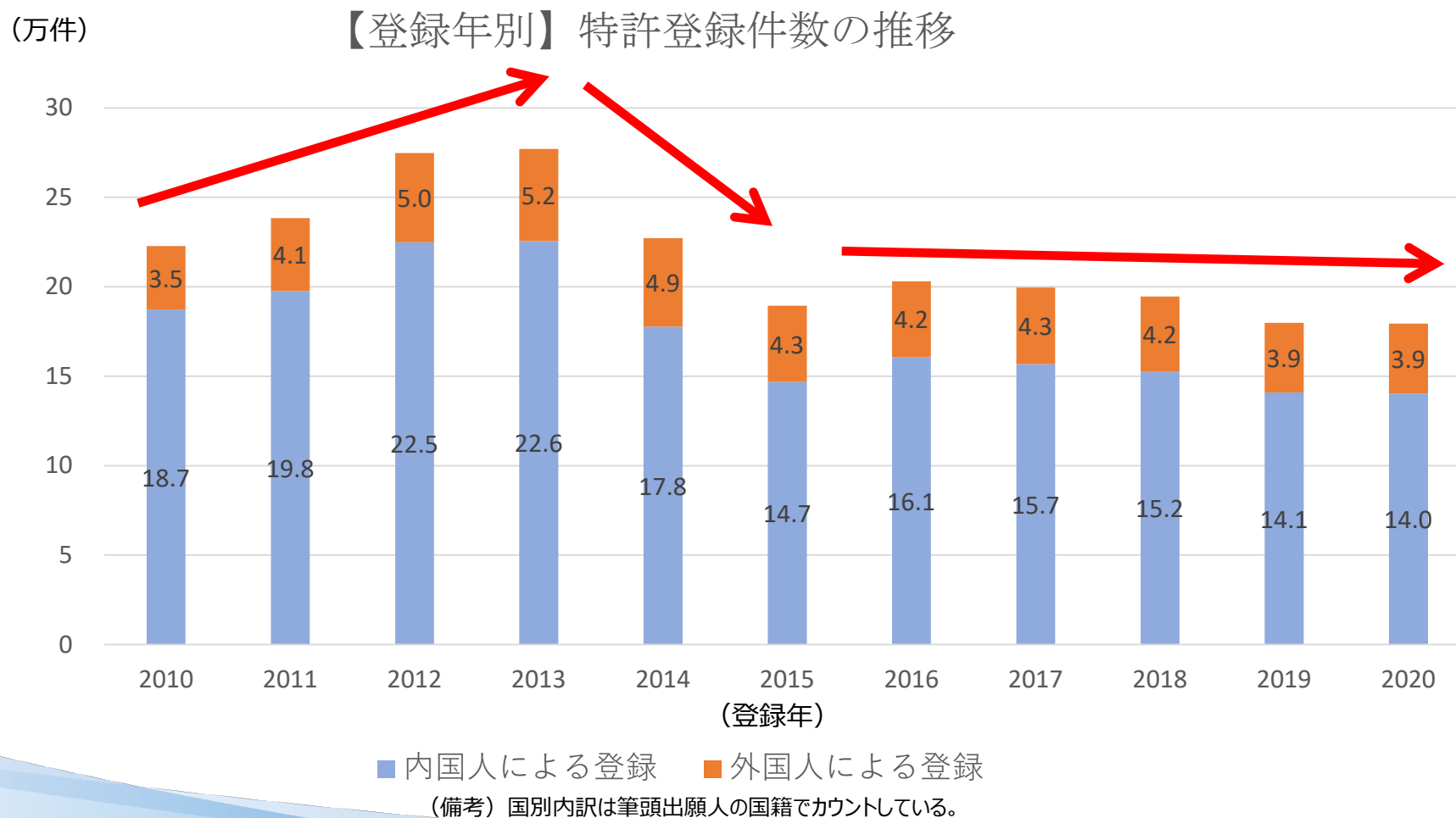
特許（国内）（近年の傾向）

- 全体の出願件数は減少傾向（2020年は、対前年比 ▲6.3%）。
- 内国人の出願も減少傾向（2020年は、対前年比 ▲7.3%）。
- 外国人の出願は近年増加傾向にあったが、2020年は微減（2020年は、対前年比 ▲2.3%）



特許（国内）（近年の傾向）

- 2013年までは、FA11達成に向け処理件数が年々増加したことに伴い、登録件数も増加傾向。
- 2013年度末のFA11達成以降は、「世界最速・最高品質の特許審査」を掲げ、審査のスピードのみならず、審査の質向上の取組も進めた結果、登録件数は減少し、直近では微減～横ばいで推移（2020年は、対前年比 ▲0.3%）。
- **内国人、外国人の登録件数**も同様の傾向で推移（2020年は、内国人 対前年比▲0.4%、外国人 対前年比+0.04%）。

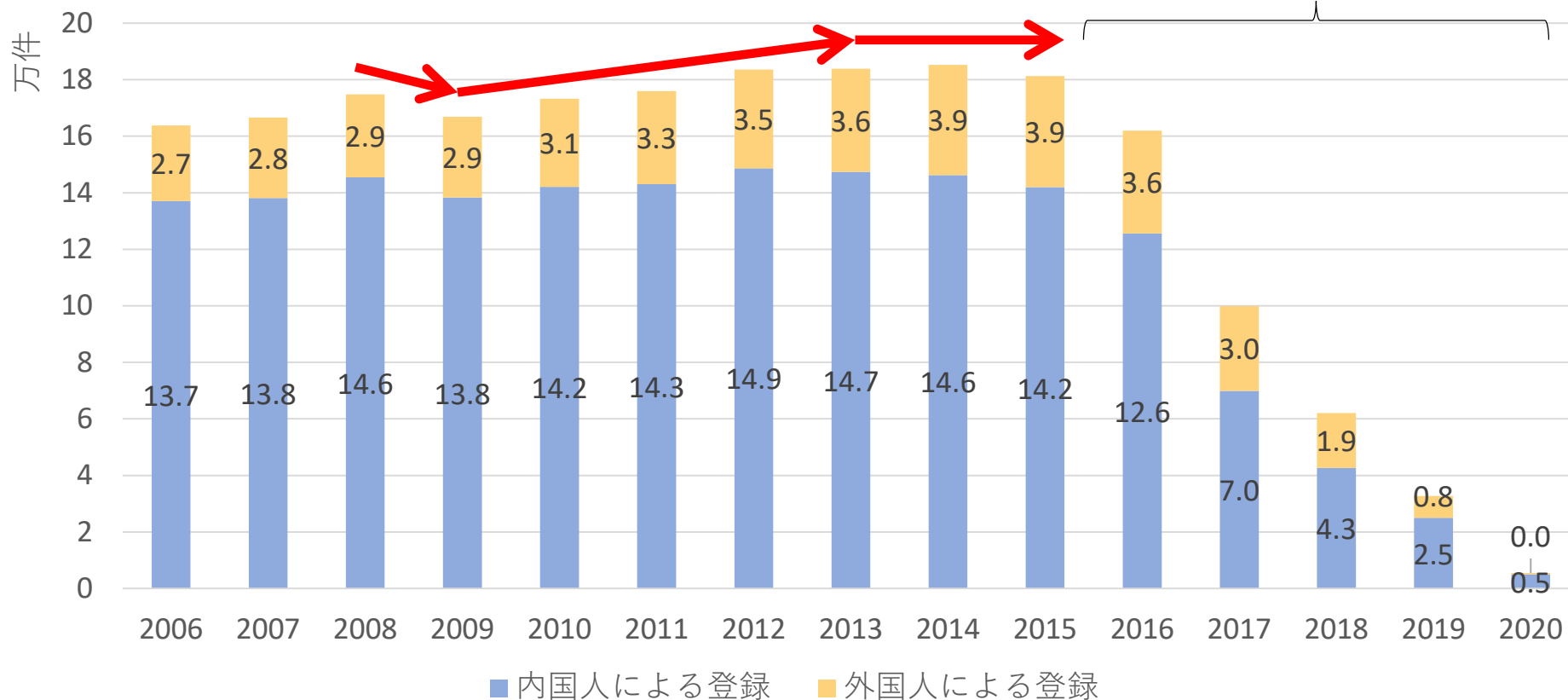


特許（国内）（近年の傾向）

- **全体として** 2009年にやや落ち込んだものの、その後は増加傾向で推移。直近は横ばい。
- **内国人**の登録件数の傾向も同様。外国人の登録件数は年々増加傾向にある。

【出願年別】特許登録件数推移

審査請求待ち案件（※1）又は
審査等係属中案件（※2）あり



※1：2018～2020年は、審査請求待ち案件が存在。

※2：2016年以降は、審査・拒絶査定不服審判係属中等案件が各年2万件以上存在。

出願年別特許登録件数は、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない件数。

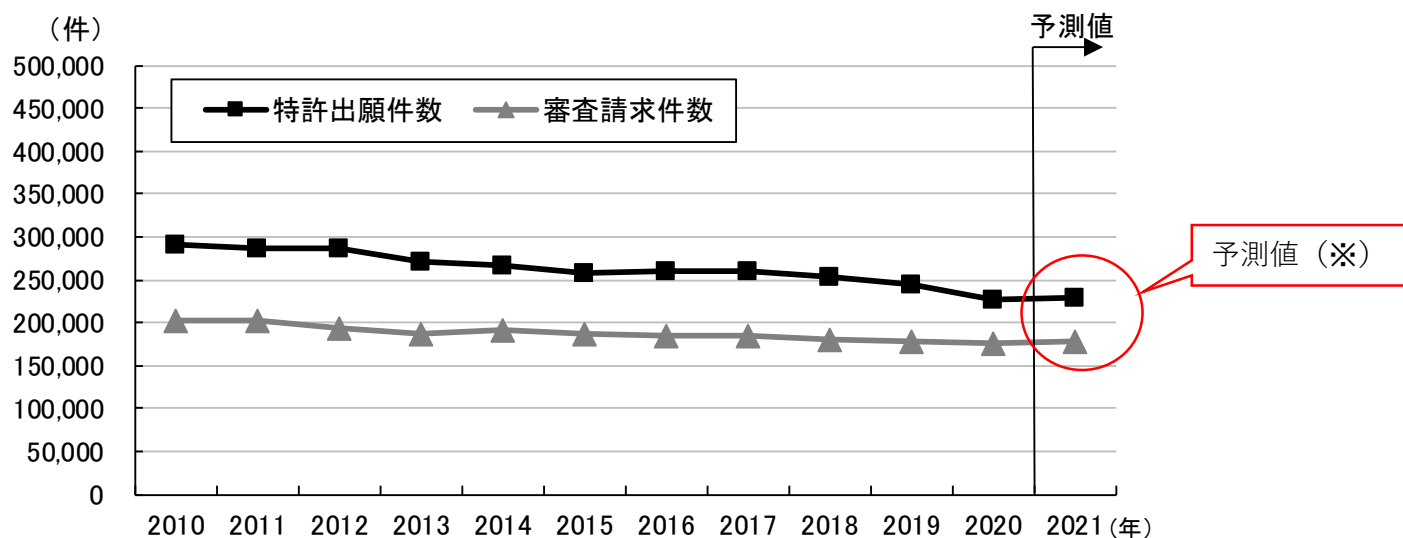
出願年別特許登録件数は、各出願年の出願が2020年12月31日時点で登録となった件数。

出願年別特許登録件数の内国、外国別は筆頭出願人の国籍・地域により集計した。

特許出願・審査請求件数の動向調査

- ・2010年から2020年にかけて、内国人の特許出願件数及び審査請求件数は減少傾向。
- ・2021年の動向予測では、いずれも微増。

内国人の国内特許出願件数・審査請求件数の推移



	出願年(審査請求年)						
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
内国人の特許出願件数	290,081	287,580	287,013	271,731	265,959	258,839	260,244
内国人の審査請求件数	201,798	202,446	192,762	187,709	191,912	187,752	184,262

	出願年(審査請求年)					19年～21年の年平均増減率
	2017年	2018年	2019年	2020年(暫定値)	2021年(予測値)	
内国人の特許出願件数	260,292	253,630	245,372	227,348	229,503	-3.3%
内国人の審査請求件数	184,996	180,279	178,281	176,886	179,095	0.2%

2010年～2020年の件数は実績値。

※2021年の数値は、アンケート調査結果を実績値に基づいて補正した予測値。

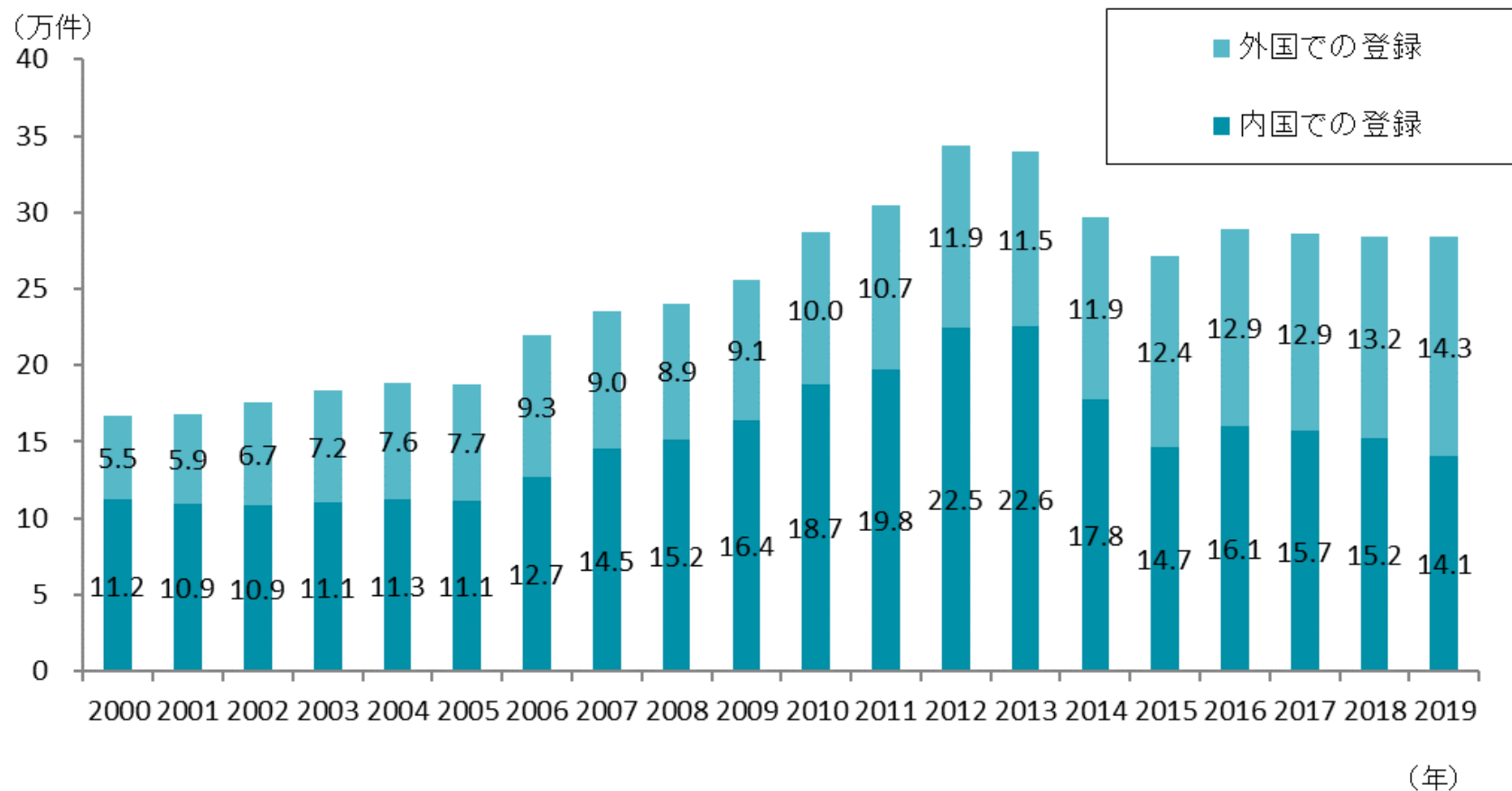
予測値は、過去年における乖離を考慮して、推計値を補正した値として算出(以下の式)。

2021年予測値 = 【2021年の推計値】 ×

【補正係数(2020年の暫定値/2020年の推計値)】

日本の居住者の世界での特許登録件数（外国／内国）（2000-2019年）

- ・日本居住者の海外での登録件数は着実に増加



（備考）居住国は筆頭出願人の居住国である。

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

特許（PCT出願）（近年の傾向）

- 全体として増加傾向にあり、2020年は微減したものの高い水準を維持。
- 内国人の出願傾向も同様。
（※PCT出願：日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願）

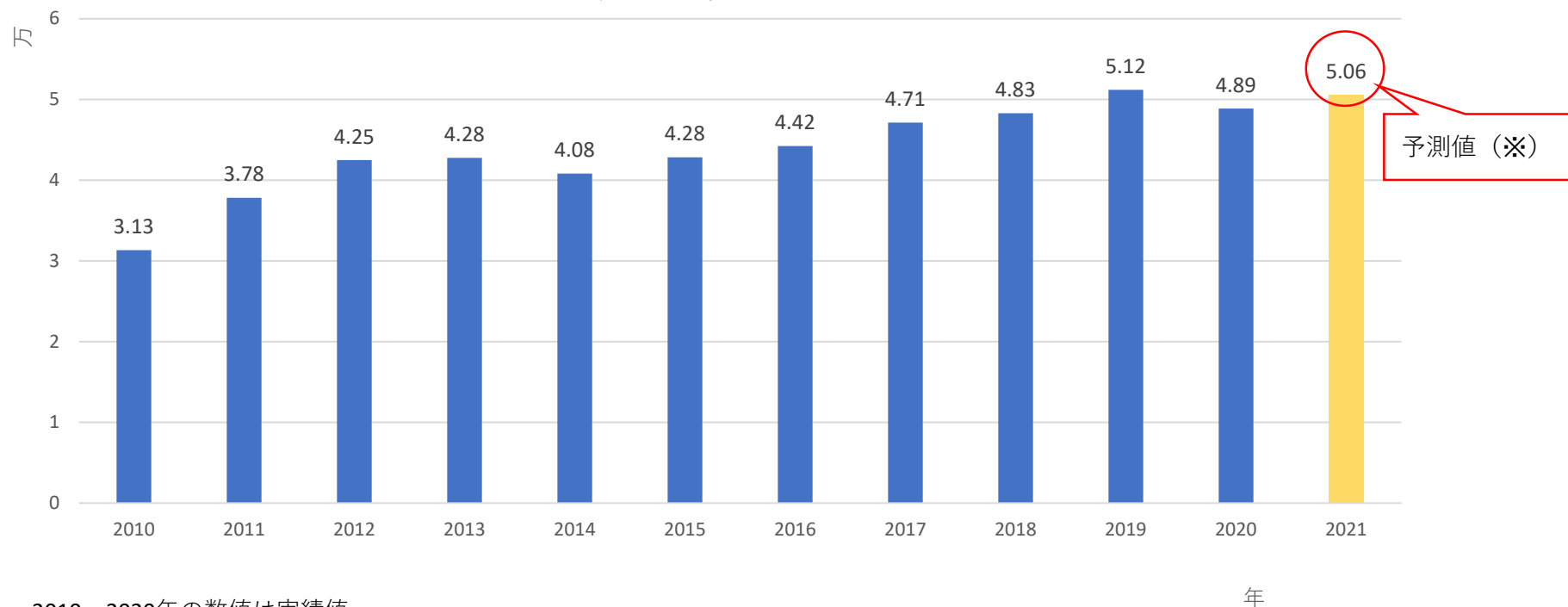
【出願年別】PCT出願件数の推移



PCT出願件数の動向調査

・PCT出願件数は、増加傾向にある。2021年の動向予測では、微増。

日本国特許庁を受理官庁とする内国人の
PCT出願件数の推移



2010～2020年の数値は実績値。

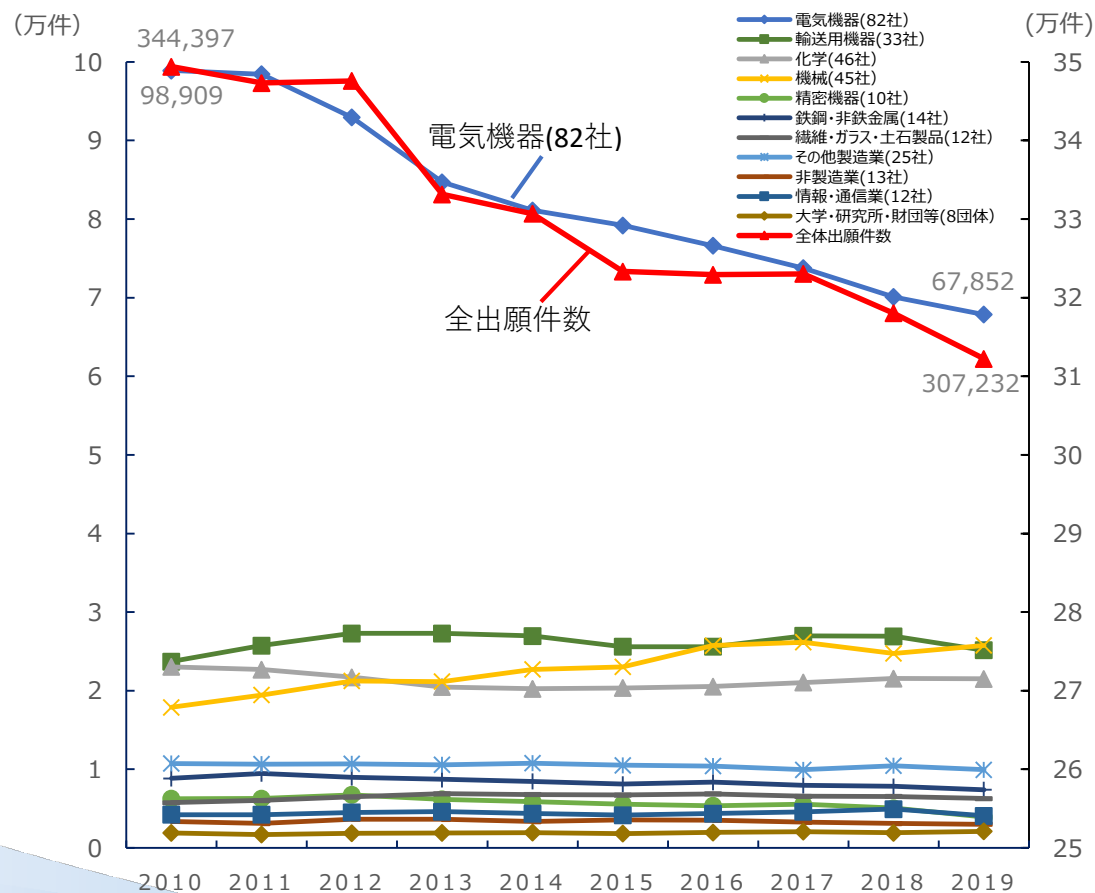
※2021年の数値は、アンケート調査結果を実績値に基づいて補正した予測値。
予測値は、過去年における乖離を考慮して、推計値を補正した値として算出（以下の式）。

2021年予測値 = 【2021年の推計値】 ×
【補正係数（2020年の暫定値／2020年の推計値）】

業種別の特許出願件数の推移

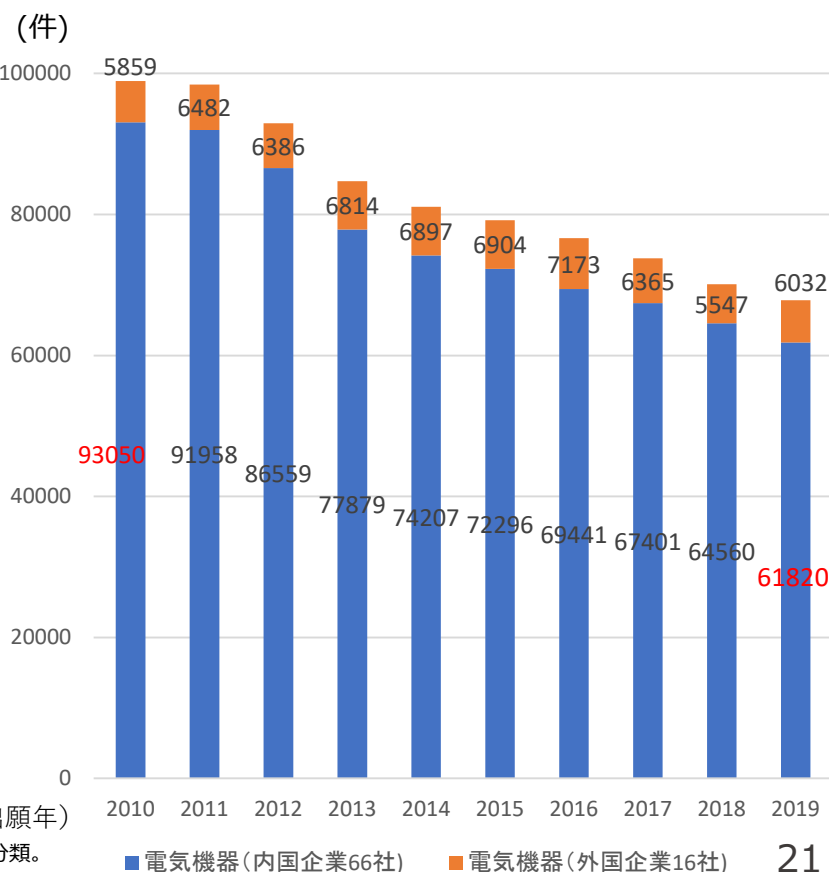
- 量から質への転換、海外出願の重視などを背景に、特に国内の電気機器関連企業が日本への出願を減少させている。

【業種別の国内特許出願件数の推移】



（備考）2019年特許出願件数の多い300社を証券コード協議会の設定する業種に基づいて分類。

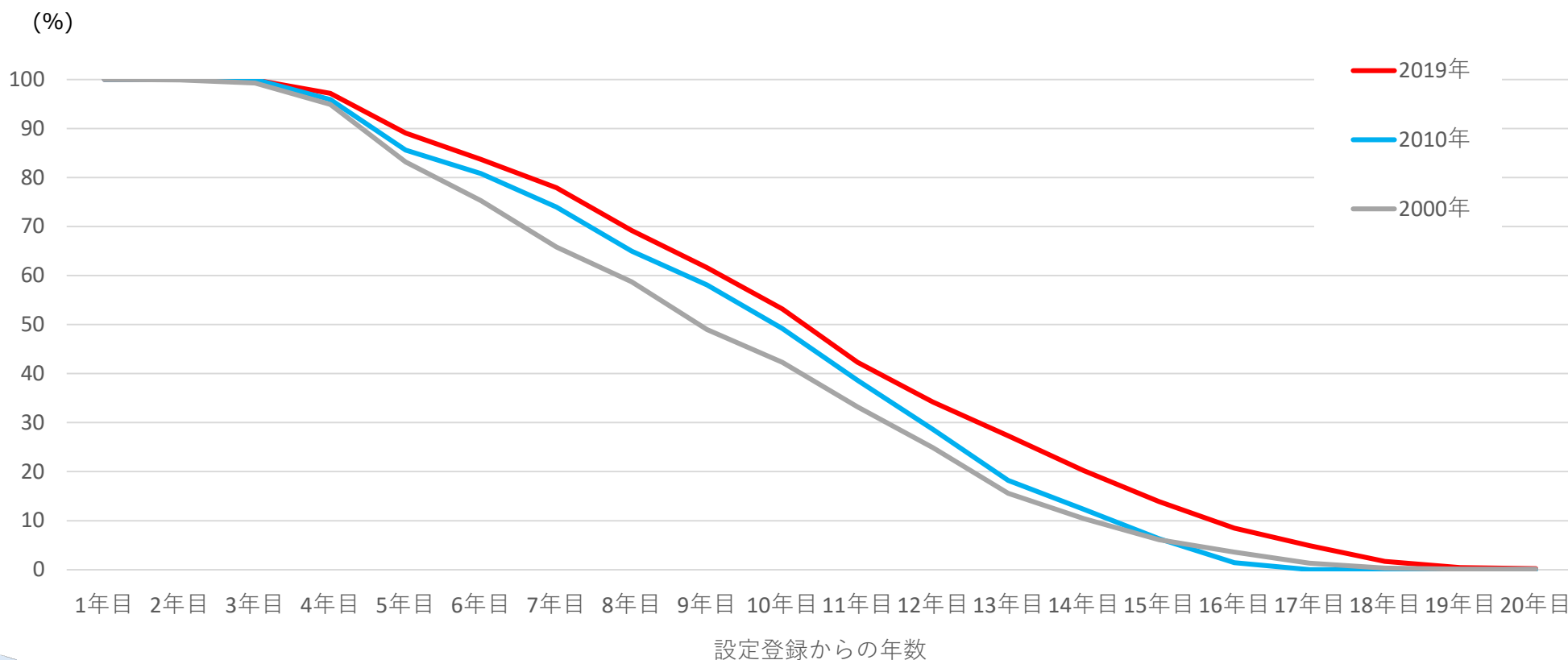
【電気機器出願動向（内国・外国企業別）】



特許権の現存率

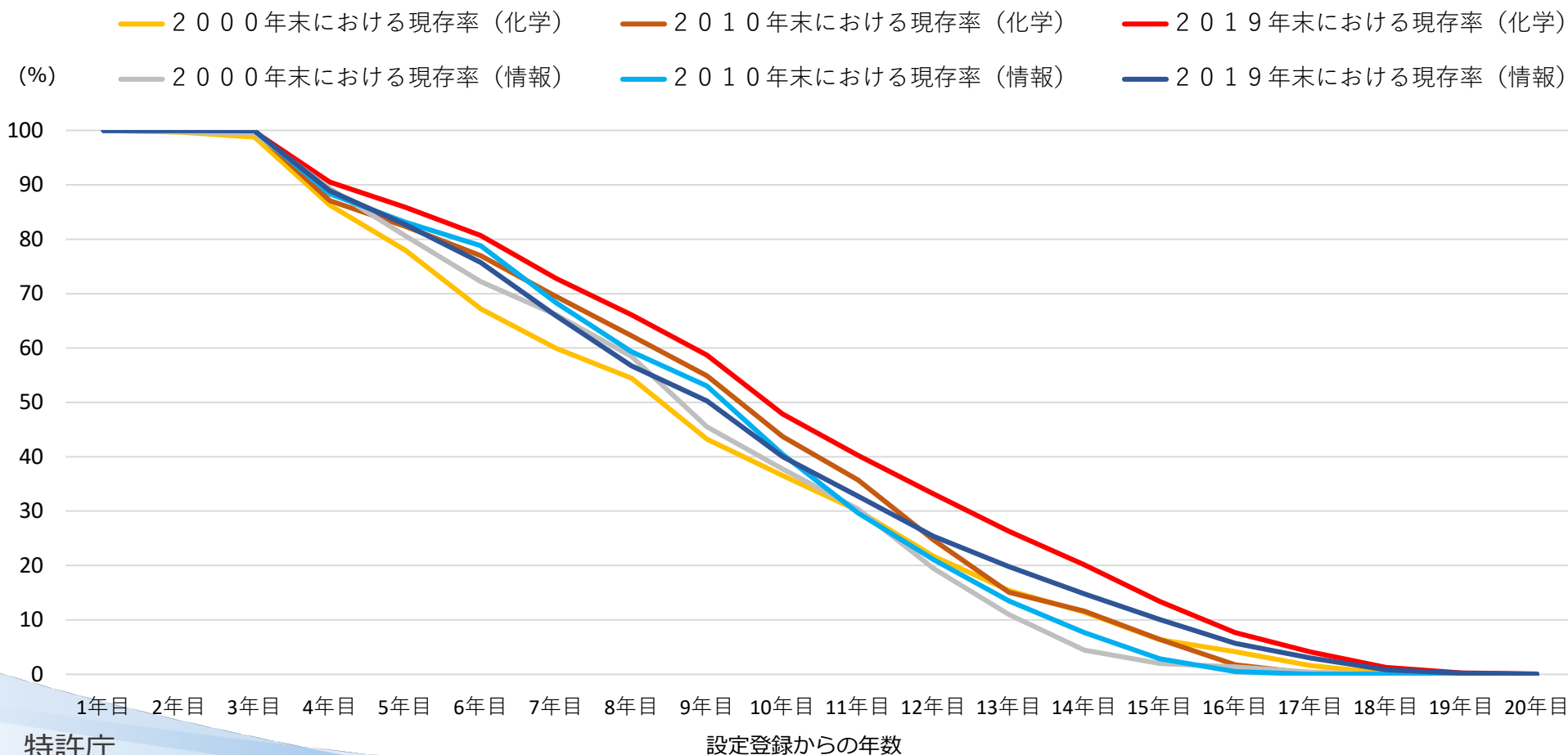
- 全体的傾向として、現存率は上昇している。

※2008年、2016年に特許料の値下げを実施



化学、情報分野における特許権の現存率推移

- 分野毎の現存率について、化学系の現存率は情報系の現存率よりも全体的に高値を示している。
(例えば、設定登録からの年数が12年目の特許の2019年末における現存率については、
情報系の現存率は25%なのに対して、化学系の現存率は33%)

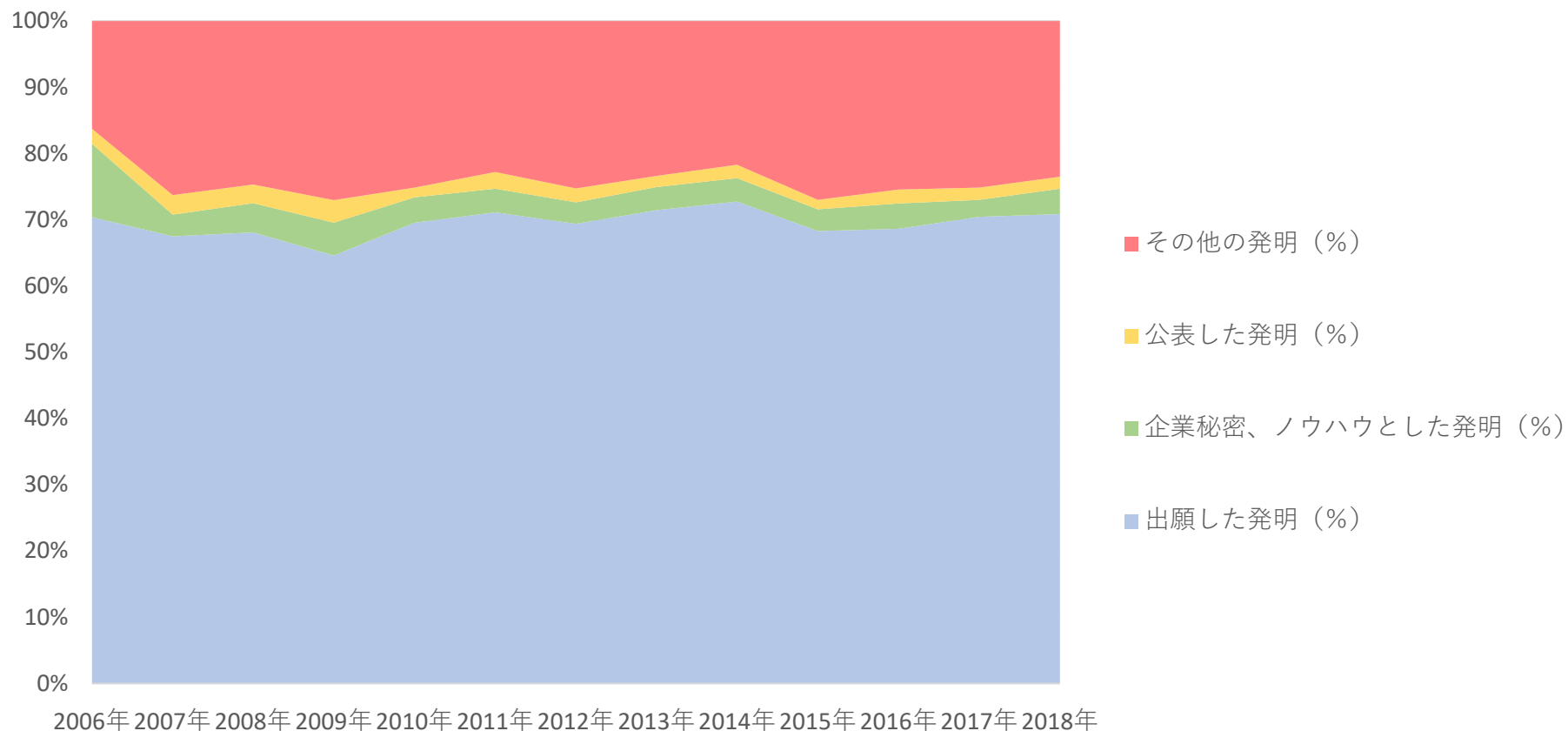


※担当審査室毎の登録件数に基づき作成。

発明のうち、出願する割合の推移

企業内で届出された発明のうち、「出願した発明」、「企業秘密、ノウハウとした発明」の比率は、近年横ばいで推移。

企業内で届出された発明の内訳（全業種）

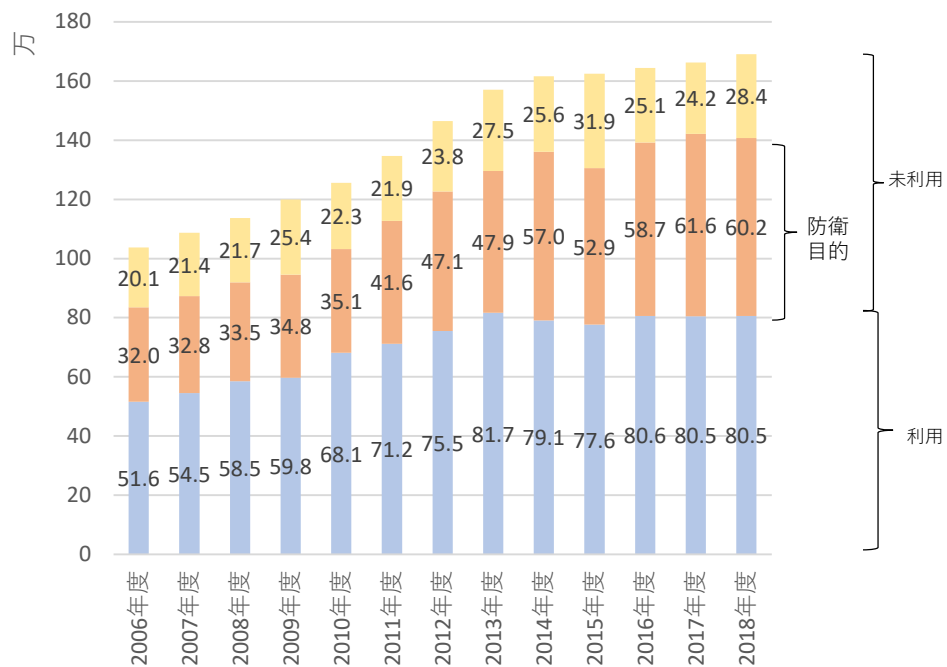


知的財産活動調査（平成19年度～令和元年度）のデータを用いて作成
当該調査における「うち出願した件数」と「うち出願しなかった件数」の和を母数としたときの各件数の占める割合を示す。

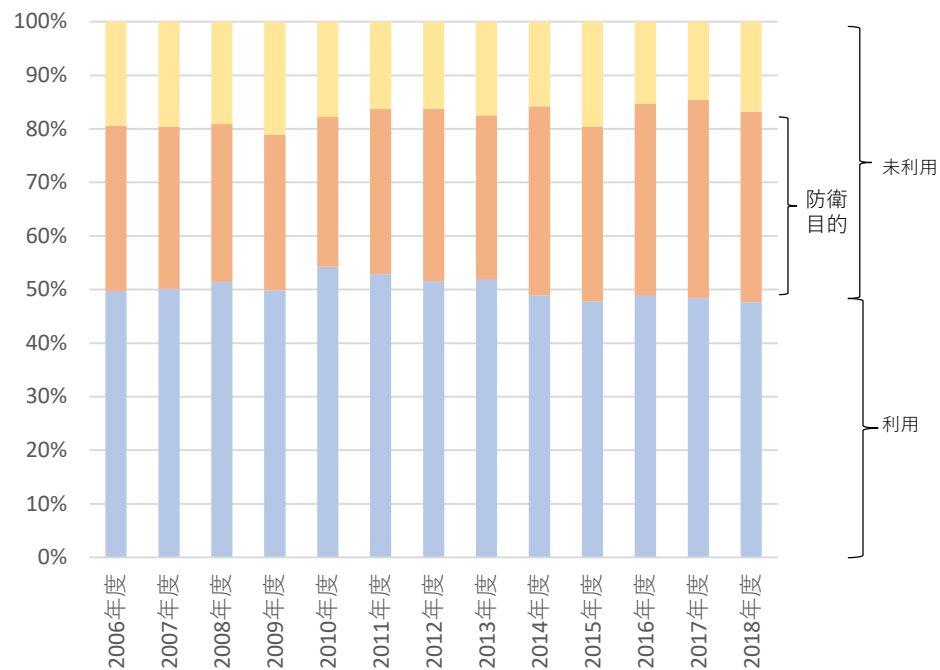
国内特許権の内訳

国内の特許権の所有件数は増加傾向。それらの利用状況の内訳をみると、「利用」と「防衛目的」の比率は横ばいで推移している（それぞれ約50%、約30%）。

国内特許権所有件数の推移



国内特許権利用状況の内訳（比率）の推移



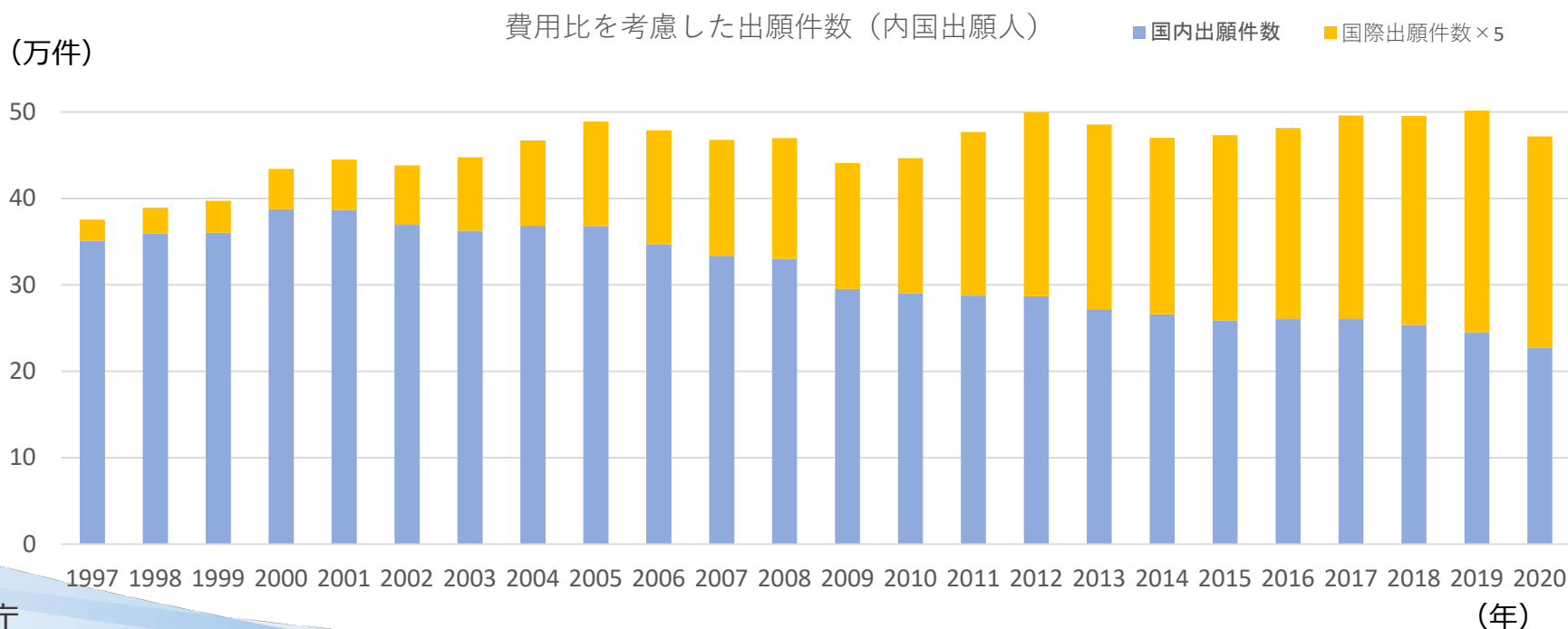
知的財産活動調査（平成19年度～令和元年度）のデータを用いて作成

国際出願と国内出願の費用比を考慮した出願件数（内国出願人）

- ・ 国内出願に比べて、国際出願を利用した場合の設定登録までの費用を5倍※と推定。
- ・ 国際出願件数×5と国内出願件数の和は、近年、概ね横ばいであり、企業の知財に関する予算は大きく変動していないと考えられる。

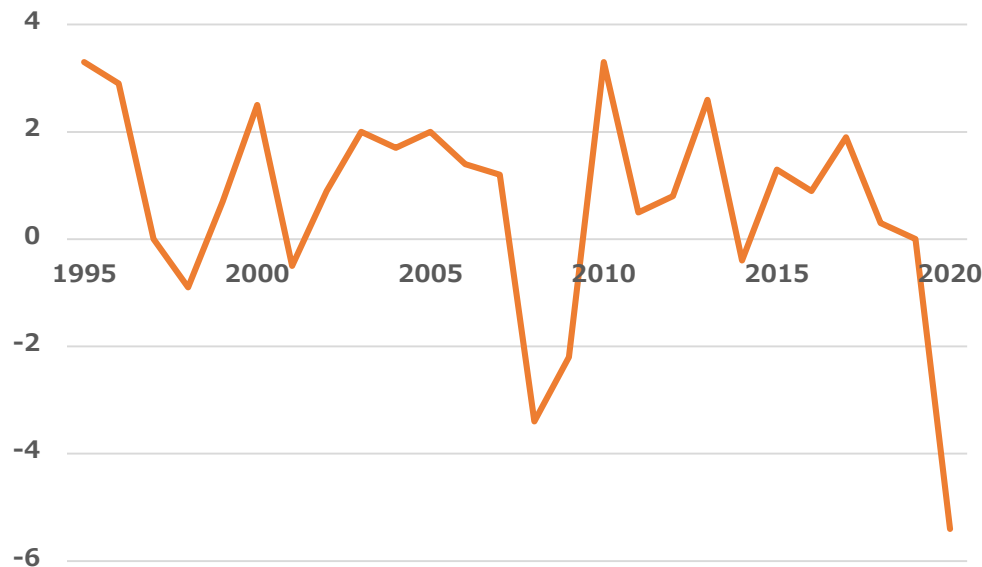
※特許庁委託平成19年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業「新ルート実現に向けた制度・運用の調査研究報告書」（平成20年3月、日本国際知的財産保護協会）、及び、「弁理士の費用（報酬）アンケート」（平成18年、弁理士会）に基づき、PCT経由で国内移行した場合の総費用（340万円）、国内出願にかかる総費用（68万円）を算出。これらの費用比から、5倍と推定。

※PCT出願の費用算出において、PCT出願1件あたりに国内移行された国数として、2017年に日本居住者により国内移行が行われた件数を、2017年における日本居住者によるPCT出願の件数で除したものである約2.7カ国を採用。



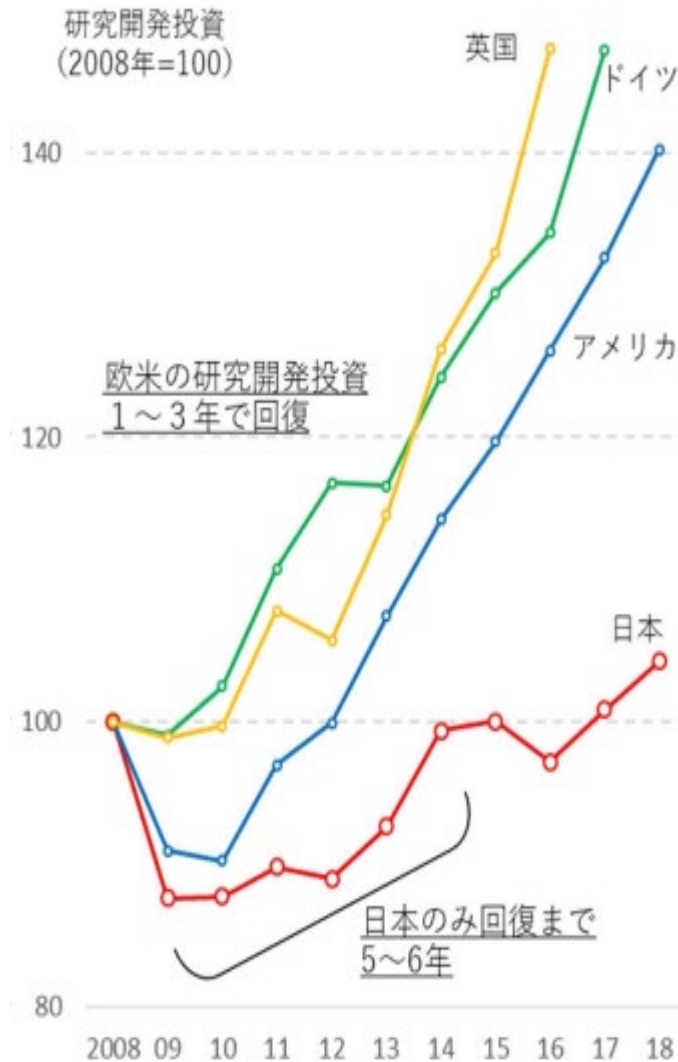
主な経済指標

日本の実質GDPの推移



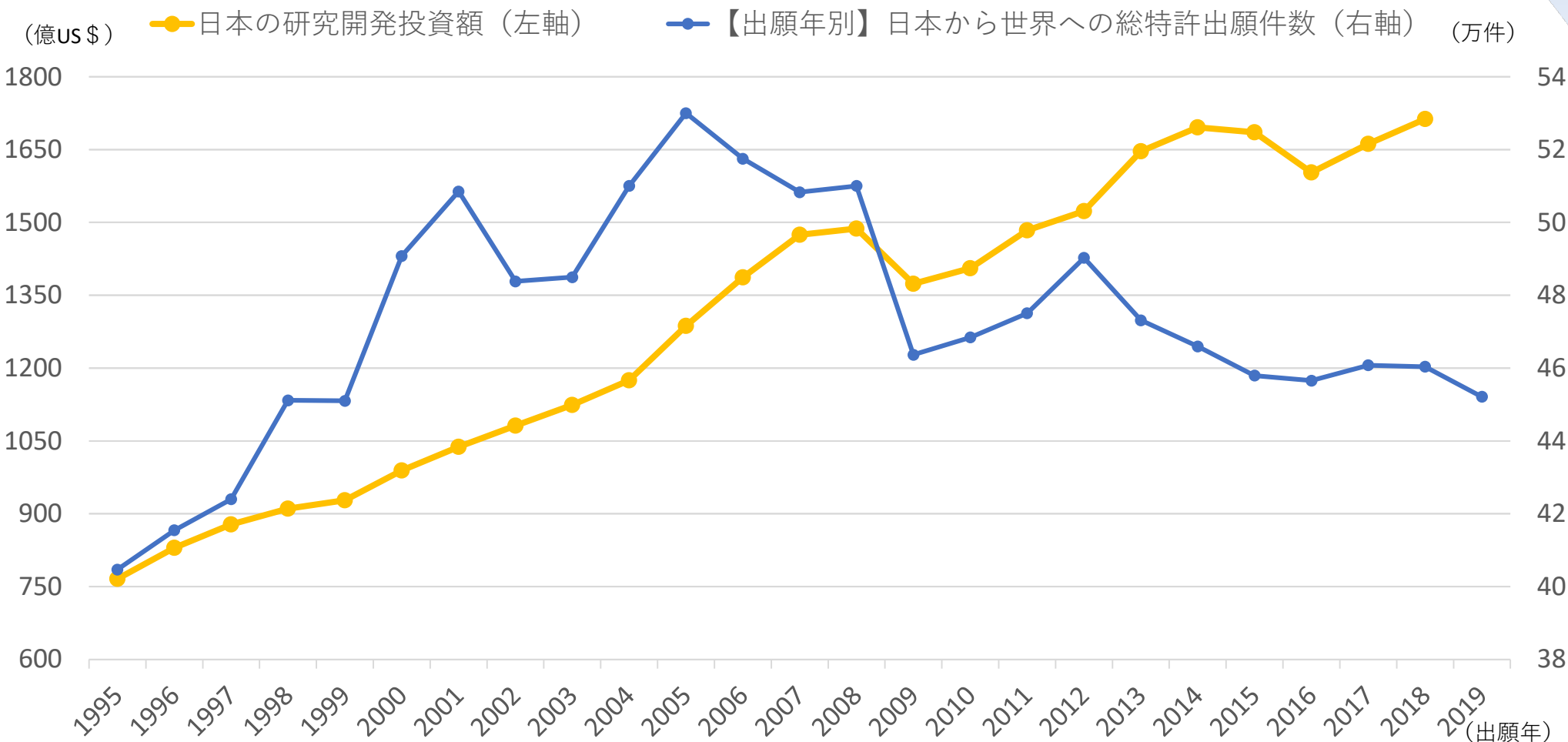
(出典) 内閣府の国民経済計算 (GDP統計) より特許庁作成
※2020年のデータはニッセイ基礎研究所によるもの。

企業の研究開発投資



(出典) 2020年4月27日 経済財政諮問会議 資料4-2 有識者議員提出資料

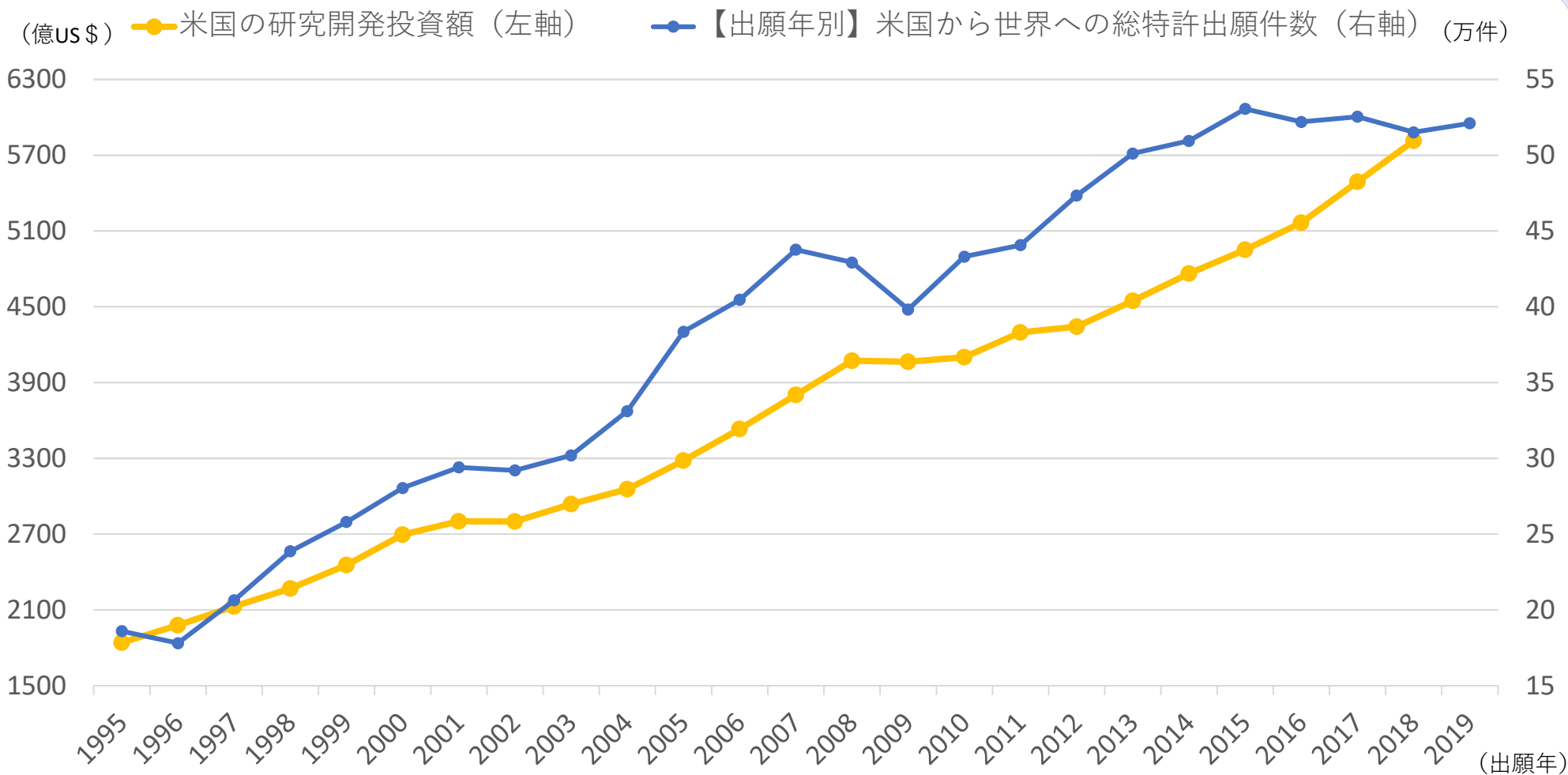
日本の研究開発投資額 & 特許出願件数



備考:

- ・「特許出願件数」のデータは「IP Statistics Data Center」より2021年3月8日に取得
- ・「研究開発投資額」はOECD.Stat / Science and Technology Indicators / Main Science and Technology Indicators (MSTI database) / Gross Domestic Expenditure on R&D (GERD) at current PPP \$のデータ (2021年3月8日時点)を基に作成。
- ※OECD.Statのデータは、Frascati Manual (フラスカティ・マニュアル) (各国における研究開発やイノベーションに関するデータの収集・報告のためにOECDが作成した国際的マニュアル) に準拠して各国で収集・作成された統計データを基に、OECDが作成

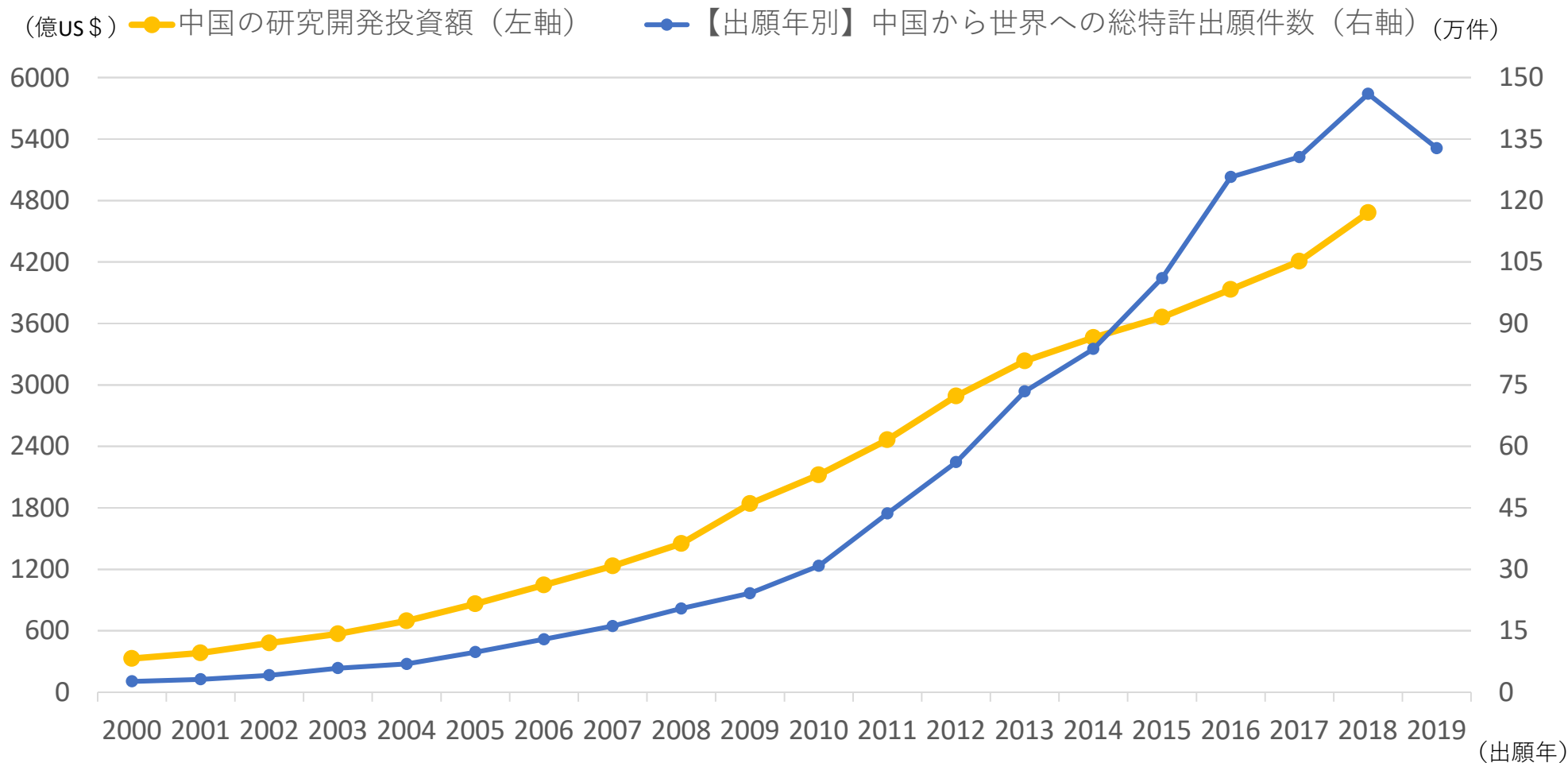
米国の研究開発投資額 & 特許出願件数



備考:

- ・「特許出願件数」のデータは「IP Statistics Data Center」より2021年3月8日に取得
 - ・「研究開発投資費」はOECD.Stat / Science and Technology Indicators / Main Science and Technology Indicators (MSTI database) / Gross Domestic Expenditure on R&D (GERD) at current PPP \$のデータ (2021年3月8日時点)を基に作成。
- ※OECD.Statのデータは、Frascati Manual (フラスカティ・マニュアル) (各国における研究開発やイノベーションに関するデータの収集・報告のためにOECDが作成した国際的マニュアル) に準拠して各国で収集・作成された統計データを基に、OECDが作成

中国の研究開発投資額 & 特許出願件数



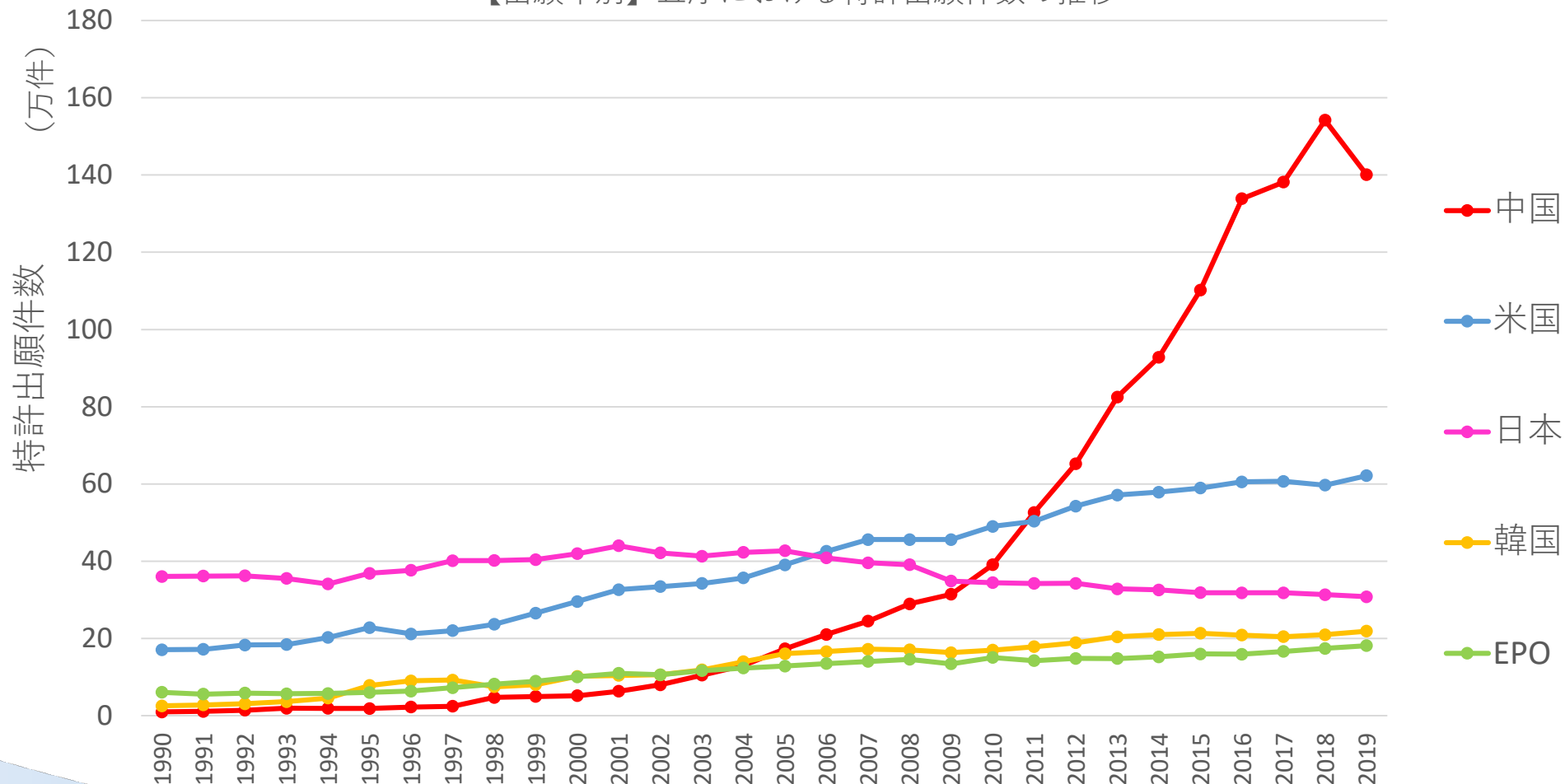
備考:

- ・「特許出願件数」のデータは「IP Statistics Data Center」より2021年3月8日に取得
 - ・「研究開発投資額」はOECD.Stat / Science and Technology Indicators / Main Science and Technology Indicators (MSTI database) / Gross Domestic Expenditure on R&D (GERD) at current PPP \$のデータ (2021年3月8日時点)を基に作成。
- ※OECD.Statのデータは、Frascati Manual (フラスカティ・マニュアル) (各国における研究開発やイノベーションに関するデータの収集・報告のためにOECDが作成した国際的マニュアル) に準拠して各国で収集・作成された統計データを基に、OECDが作成

五庁における特許出願件数の推移（出願年別）

中国の出願件数は2000年代に入って急増、米国は1990年頃から増加傾向で推移。
日本は2000年代に入って減少傾向に転じている。韓国、E P Oは、1990年頃から微増傾向で推移。

【出願年別】 五庁における特許出願件数の推移

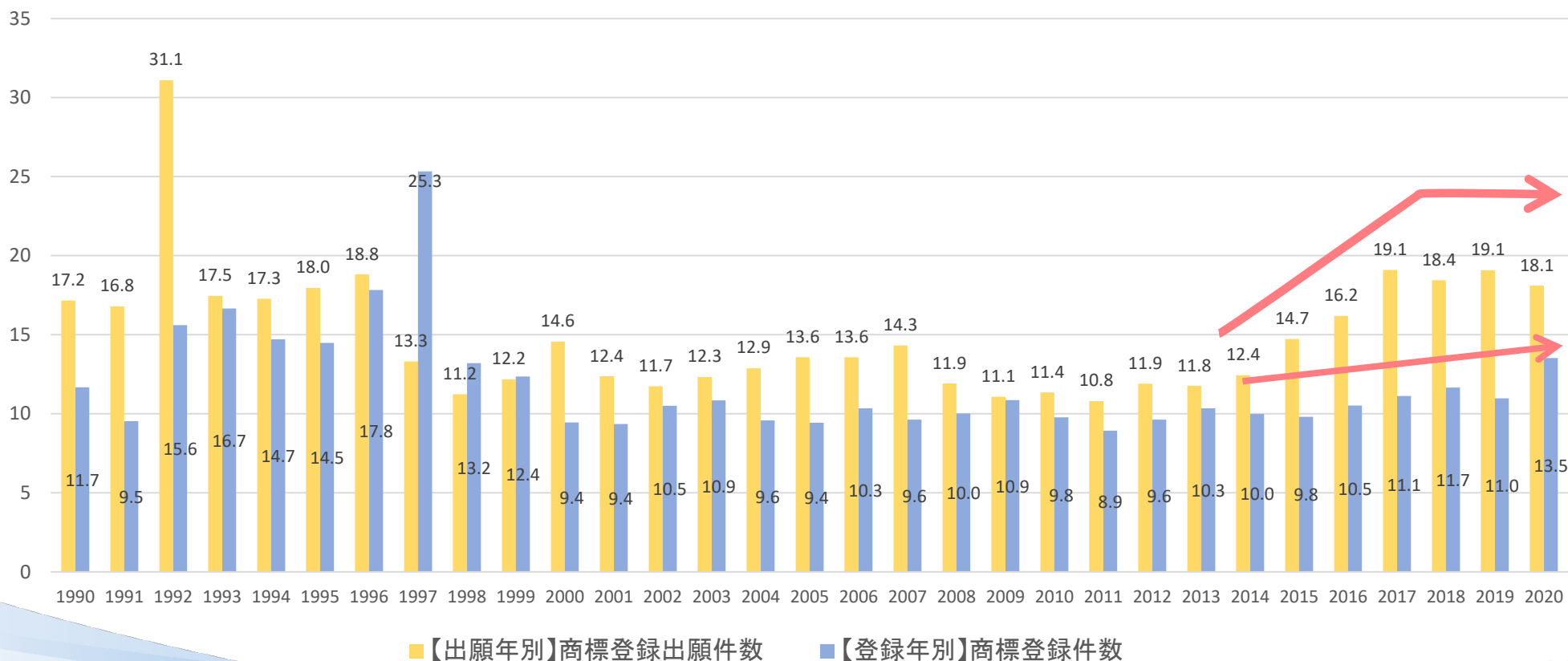


商標（国内）（長期的推移）

- 出願件数は2015年以降大幅に増加していたが、2017年から横ばい傾向（審査に至らず却下された出願も含まれる点に留意）。
- 登録件数は近年増加傾向。
- 1992年の出願件数増は、役務商標の出願開始の影響であり、1997年の登録件数増は、付与後異議導入の影響（公告期間分）と思われる。

商標登録出願件数・商標登録件数の推移

(万件)



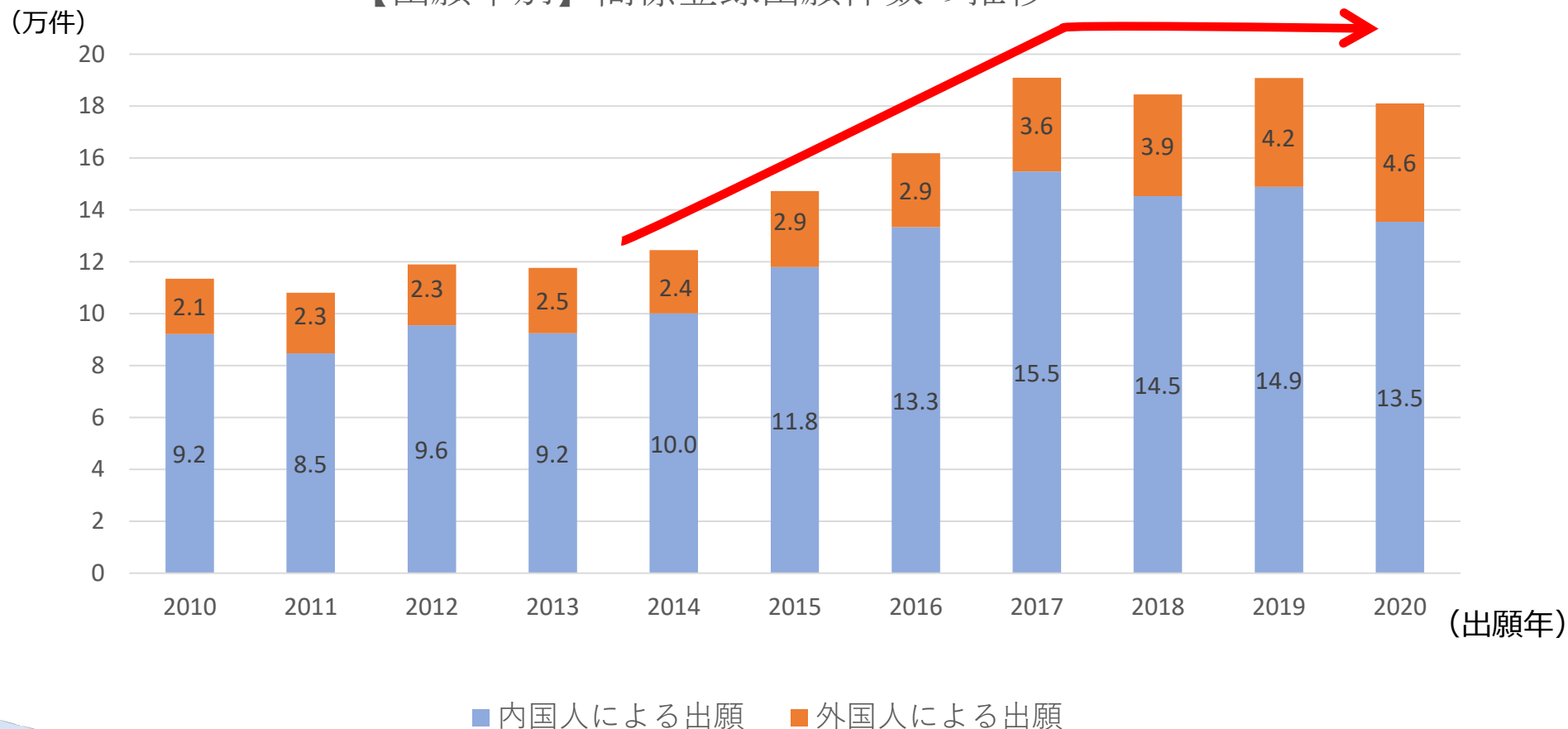
(備考)

・国際商標登録出願（マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの）を含む。

商標（国内）（近年の傾向）

- 出願件数は2015年以降大幅に増加していたが、2017年から横ばい傾向（審査に至らず却下された出願も含まれる点に留意。）。
- 内国人の出願は近年微減傾向。
- 外国人の出願は近年増加傾向。

【出願年別】 商標登録出願件数の推移



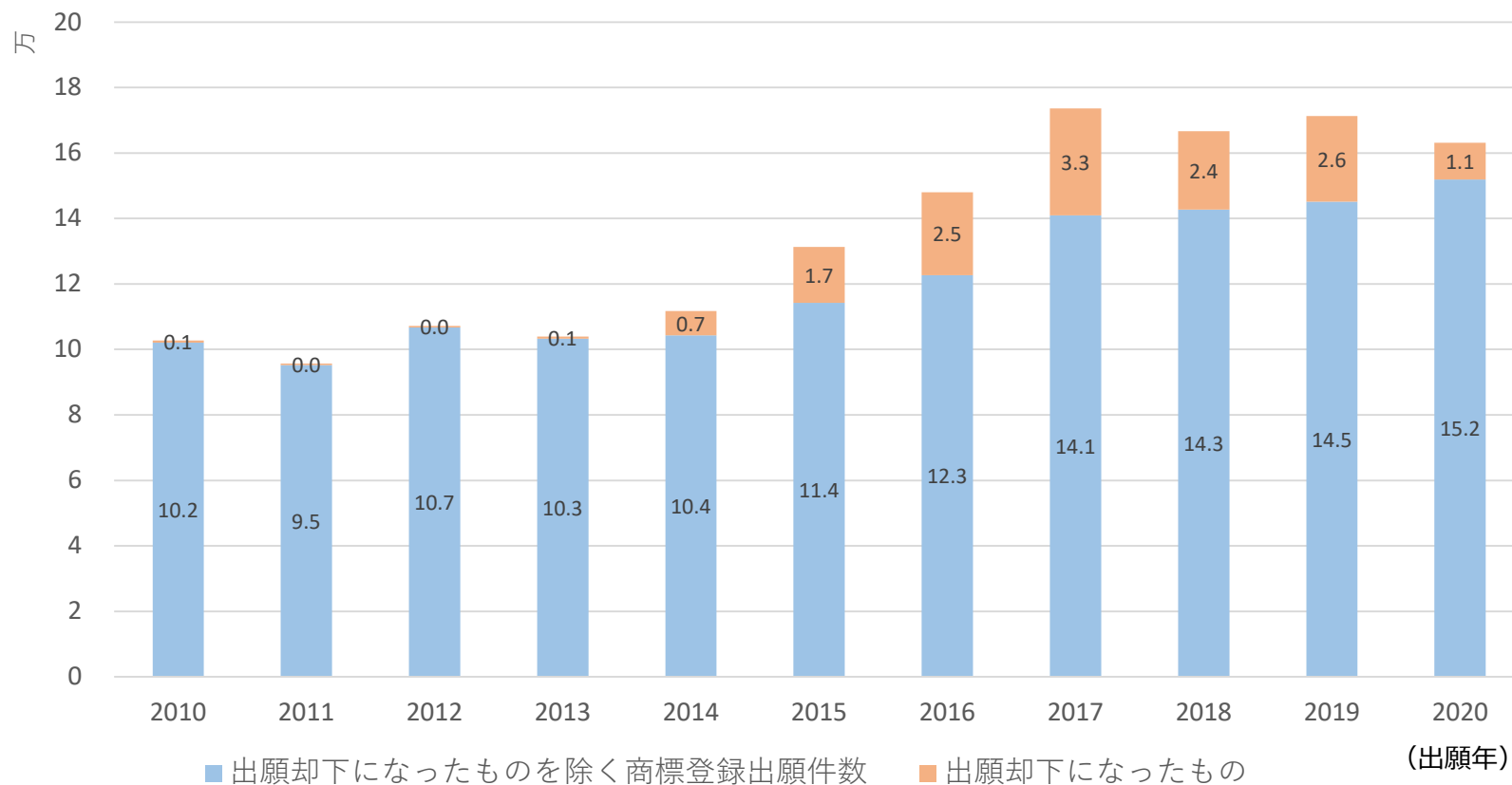
(備考)

- ・国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
- ・国際商標登録出願（マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの）を含む。

商標（国内）（近年の傾向）

➤ 商標登録出願のうち、審査に至らず却下されたものを除いた件数は近年増加傾向。

商標登録出願件数の推移（出願年別）



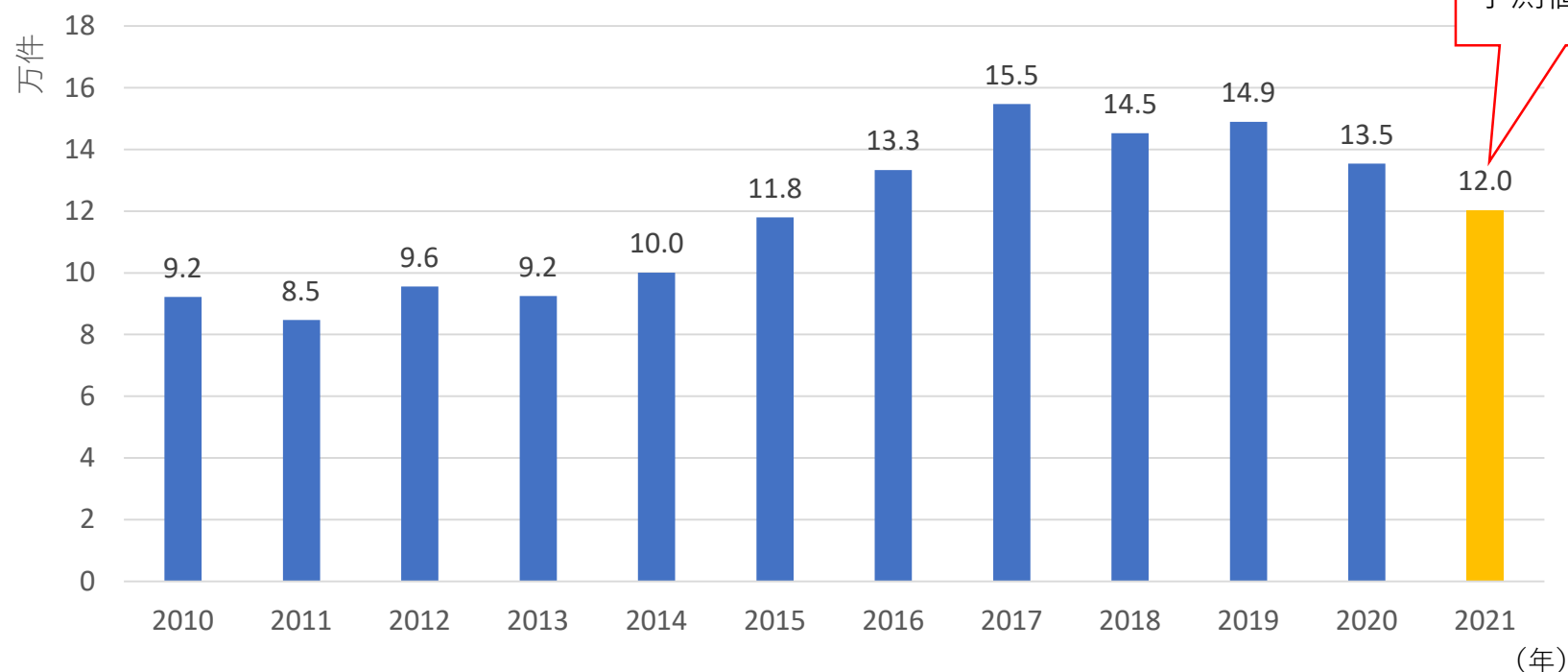
（備考）

・国際商標登録出願（マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの）を除く。

商標登録出願件数の動向調査

直近は、内国人の商標登録出願件数全体は微減傾向にあるが、審査に至らず却下されたものを除いた件数は増加傾向（スライド3 4）

内国人の商標登録出願件数の推移



2021年は
予測値（※）

2010年～2020年の国内商標登録出願件数は実績値。

※2021年の数値は、アンケート調査結果を実績値に基づいて補正した予測値。

予測値は、過去年における乖離を考慮して、推計値を補正した値として算出（以下の式）。

2021年予測値 = 【2021年の推計値】 ×

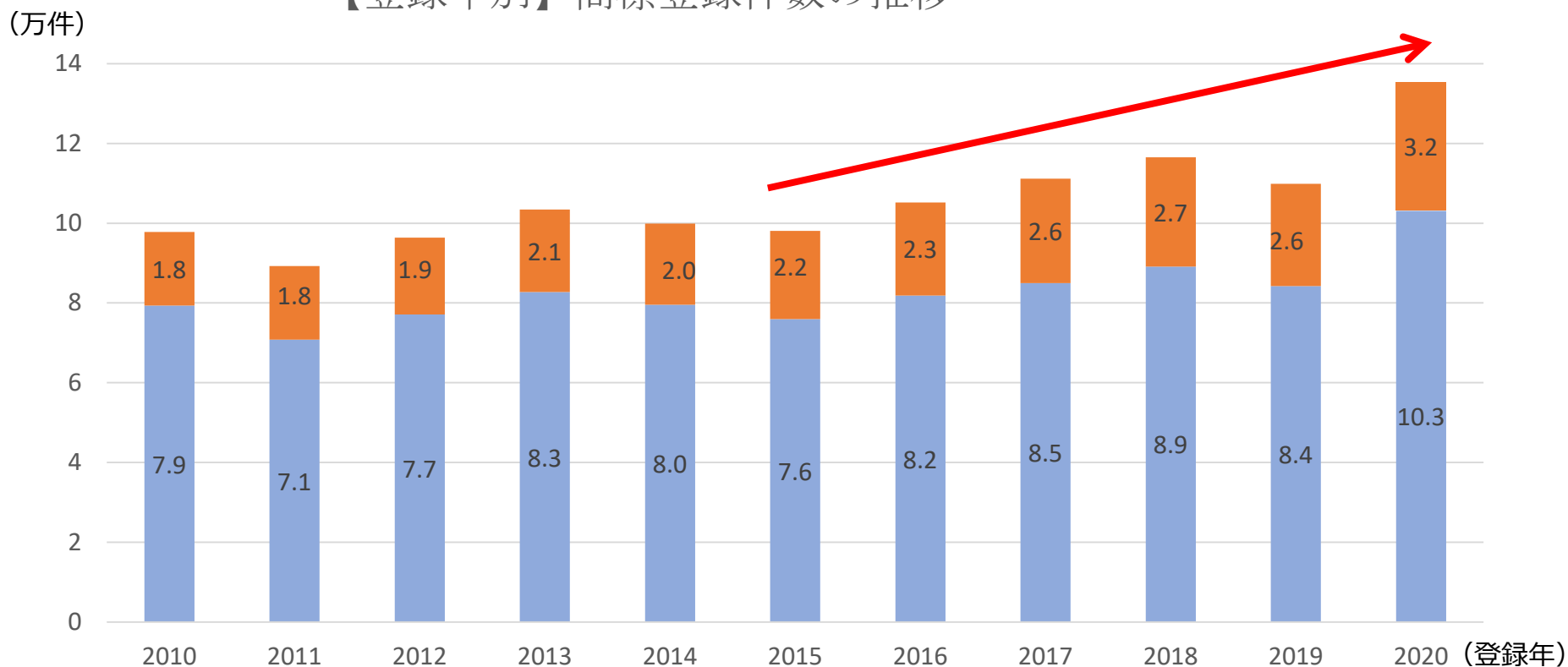
【補正係数（2020年の暫定値／2020年の推計値）】

※国際商標登録出願（マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの）を含む。

商標（国内）（近年の傾向）

- 商標登録件数は、近年増加傾向で推移（2020年は、対前年比 +23.2%）。
- **内国人・外国人の出願も**全体と同様の傾向で推移（2020年は、対前年比 内国人+22.4%、外国人+25.6%）

【登録年別】商標登録件数の推移



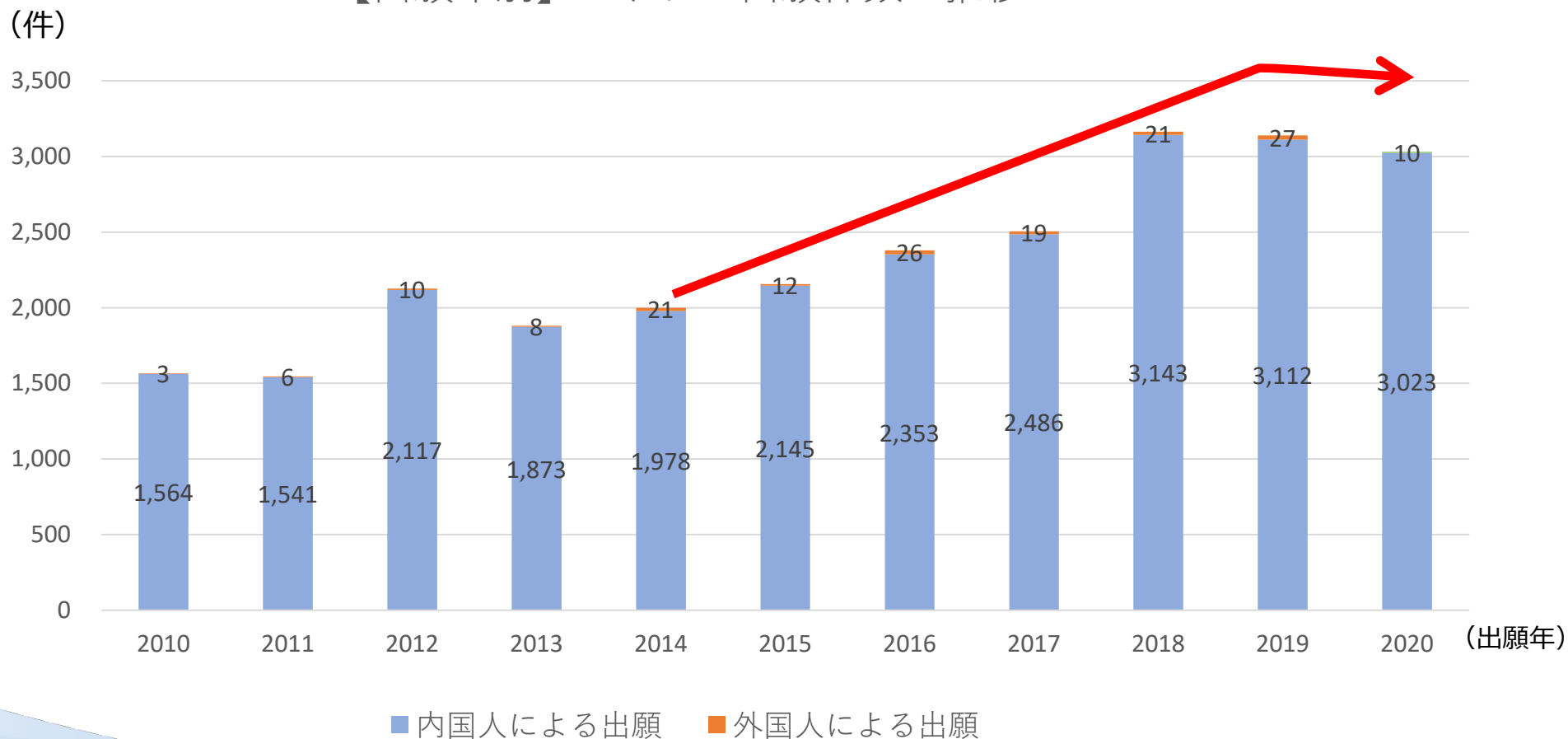
(備考)

- ・国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
- ・国際商標登録出願（マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの）を含む。

商標出願（マドプロ出願）（近年の傾向）

- 全体として増加傾向であったが、直近は横ばい～微減傾向で推移。（2020年は、対前年比 ▲3.4%）。
- 内国人の出願も全体と同様の傾向で推移（2020年は、対前年比 ▲2.9%）。
- （※マドプロ出願：日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移）

【出願年別】マドプロ出願件数の推移

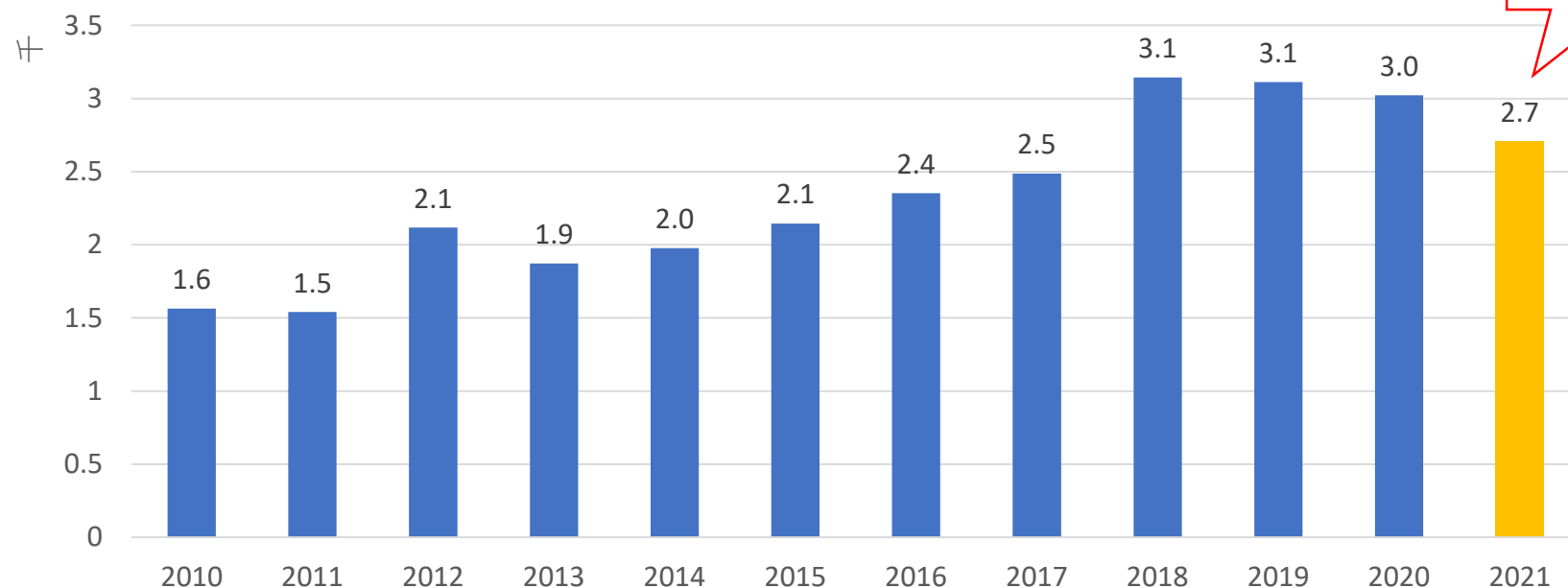


※国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。

マドプロ出願件数の動向調査

- ・マドプロ出願件数は、全体として増加傾向であったが、直近は横ばい～微減傾向で推移。
 - ・**2021年の動向予測では減少。**
- (※マドプロ出願：日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移)

内国人のマドプロ出願件数の推移



2021年は
予測値 (※)

2010年～2020年の国内商標登録出願件数は実績値。

※2021年の数値は、アンケート調査結果を実績値に基づいて補正した予測値。

予測値は、過去年における乖離を考慮して、推計値を補正した値として算出（以下の式）。

2021年予測値 = 【2021年の推計値】 ×

【補正係数（2020年の暫定値／2020年の推計値）】

(年)

来年以降の委員会スケジュール案

●財政点検小委開催（4～6月）

- ①前年度（ＦＹ）の事業実施状況、実施庁目標の点検
- ②前年（ＣＦ）の出願実績等に基づく歳入見通し
- ④実施状況を点検（ダッシュボード）
- ⑤予算の報告、次年度概算要求について（主要論点等）

【期待される議論】

- ・報告を踏まえた議論
- ・（料金改定が必要な場合）
料金改定の方針

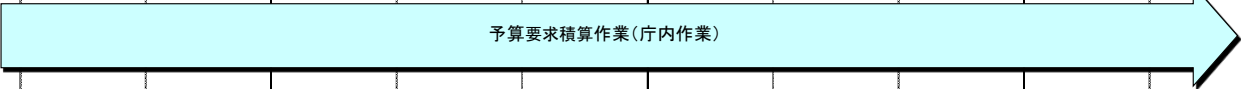
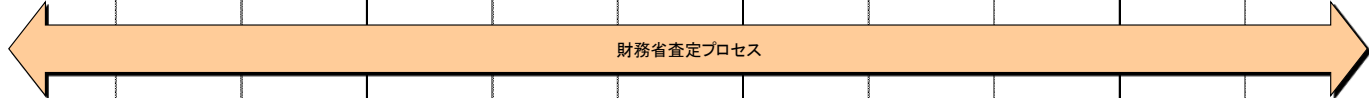
※予算決算スケジュールは過去の例から置き

※店内プロセスは水色、店外プロセスはオレンジ色

前年度(FY)の出願
件数等を入手

前年度(FY)の歳出入の実績を入手
→原価計算を開始

概算要求

	【 4 月 】			【 5 月 】			【 6 月 】			【 7 月 】			【 8 月 】			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
予算																 概算要求書提出 (財政法第17条第2項)
決算					 歳出係数確定	 歳入係数確定					 ・歳入歳出決定計算書 (→財務省へ事前提出) ・司計課決算ヒア		 主計簿作成 (会計法第1条第1項)		 庁内内示	
	【 9 月 】			【 10 月 】			【 11 月 】			【 12 月 】			【 1～3 月 】			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	1月	2月	3月	
予算													 閣議決定	 国会提出		
決算	 閣議決定									 国会提出						

●財政点検小委開催（10～11月）

- ①前年度（ＦＹ）の決算（部門別収支、原価計算等）
- ②前年度（ＦＹ）の決算、決算に基づく歳入見通し
- ③剰余金の状況を提示
- ④実施状況を点検（ダッシュボード）
- ⑤次年度概算要求の報告

【期待される議論】

- ・歳入と剰余金の状況を点検
- ・更なる歳出削減の要否
- ・料金改定の要否

前年(CY)の出願
件数等を入手

会計検査院による決算の検査
※検査中であることを前提に小委
で利用可能